

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議（第5回）  
議事次第

1. 日 時 平成26年11月10日（月）16:00～18:00

2. 場 所 文部科学省 13F1、2会議室

3. 議 題

- (1) 高等学校における遠隔教育の在り方に関する審議報告書（案）について
- (2) その他

4. 配付資料

- 資料1-1 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議報告書（案）
- 資料1-2 高等学校における遠隔教育の導入に向けた方向性について（案）
- 資料2 第4回議事要旨
- 参考資料 高等学校における遠隔教育の現状等に関する基礎データ集

**高等学校における遠隔教育の在り方について  
(報告案)**

高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議  
平成 26 年〇月〇日

# 目次

はじめに .....	3
<b>第1章 検討の背景</b> .....	<b>4</b>
1. 高等学校教育を取り巻く状況の変化 .....	4
2. 現行制度 .....	4
3. 遠隔教育に関する各種提言 .....	5
4. これまでの取組 .....	5
(1) 高等学校における取組 .....	5
(2) 大学等における取組 .....	6
<b>第2章 高等学校における遠隔教育の今後の在り方</b> .....	<b>8</b>
1. 改革の方向性 .....	8
2. 遠隔教育の導入の目的・意義 .....	8
(1) 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保 .....	8
(2) 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供 .....	8
(3) 不登校や病弱など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応 .....	9
3. 遠隔教育の定義・分類 .....	9
(1) 同時双方向型（双方向（同期型）、別空間） .....	9
(2) オンデマンド型（一方向（非同期型）、別空間） .....	9
4. 具体的な要件 .....	10
(1) 授業形態 .....	10
(2) 教育課程 .....	10
(3) 教職員 .....	11
(4) 教科書・教材 .....	11
(5) 学習評価 .....	11
5. 導入にあたっての留意点 .....	12
(1) 共通事項 .....	12
(2) 同時双方向型の条件・留意点 .....	12
(3) オンデマンド型の条件・留意点 .....	12
<b>第3章 推進方策</b> .....	<b>13</b>
<b>第4章 今後の検討課題</b> .....	<b>13</b>

## はじめに

通学型の高等学校である全日制・定時制課程における遠隔教育については、通学による教育が前提となっており、担当教諭の立ち会いの下で行う場合や教育課程の特例措置を活用する場合を除き、原則として認められていない。

一方、今後、少子化や過疎化が進行し、ICT技術が発展していく中で、高等学校における遠隔教育の在り方を検討することについて、これまで各種提言でその必要性が示されてきたところである。

本検討会議は、このような背景の下、平成26年7月より〇カ月の間、高等学校や大学、高等専門学校における先進的な取組についてヒアリング等も行いつつ、遠隔教育の有効性や課題、対応策について検討を行ってきた。

本提言においては、高等学校における遠隔教育の導入について、離島や過疎地における教育機会の確保という視点だけでなく、多様かつ高度な教育機会の提供や、特別な支援が必要な生徒へ個別学習ニーズへの対応を目指し、その具体的な方策を提示している。

本提言で示した改革案の実現にあたっては、都道府県、市町村、学校法人等の設置者はもちろんのこと、高等学校現場の教職員一人ひとりの理解なしには進まない。

この改革によって、未来の我が国を支える若者一人ひとりが、より多様かつ高度な教育を受ける機会を得ることで、それぞれの能力・個性をより一層開花させ人生を豊かにするとともに、社会に参画・貢献していくことを切に望む。

## 第1章 検討の背景

### 1. 高等学校教育を取り巻く状況の変化

- 高等学校等への進学率は、戦後一貫して上昇してきた。しかしながら、近年は少子高齢化に伴い、高等学校に通う生徒数や、一校当たりの生徒数が減少しており、今後も更なる減少が見込まれる<sup>1</sup>。このため、特に、離島や過疎地などにおいて、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例も生じているところであり、その教育機会の確保を図ることは喫緊の課題となっている。
- また、高等学校の進学率上昇に伴い、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化している。

これまでも、少子化の進展に伴う高等学校の再編への対応の中で、単位制、総合学科等の制度も活用しつつ、各学校の特色ある取組が進められるとともに、意欲と能力のある生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供する観点から、大学等の学校外単位認定制度の活用や、スーパーサイエンスハイスクール、スーパーグローバルハイスクール等の先進的な教育の推進が図られてきたところであるが、今後は、より一層、多様かつ高度な教育機会の確保を図っていくことが求められている。
- さらに、高等学校においても、不登校生徒数は毎年約6万人程度存在するとともに、1万人を超える病気を理由とした長期欠席者<sup>2</sup>が高等学校に在籍するなど、特別な支援が必要な生徒も存在しており、不登校生徒や療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細やかな対応を図ることも必要である。
- 他方、高等学校教育に限らず、近年は、世界の有名大学の講義がインターネット上で公開され、無料で受講可能な仕組みであるMOOC<sup>3</sup>や、反転授業などICTを活用した新たな取組も国内外で進展するとともに、タブレットや電子黒板等を活用した新たな学習方法の導入が進む中で、我が国のICTを活用した高等学校教育の在り方も大きな変革が求められようとしている。

### 2. 現行制度

- 全日制及び定時制課程の高等学校においては、通学による教育が前提となっており、当該高等学校における遠隔教育については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。
- 一方で、①教育課程に関し改善に資する研究を行うために特に必要がある場合（研究開発学校）や、②地域の実情に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高

<sup>1</sup> 学校基本調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計（出生中位・死亡中位）では、15歳人口が平成26年に約118万人であるものが、平成40年には約99万人、平成54年には75万人に減少することが見込まれている。

<sup>2</sup> 文部科学省 平成25年度速報値 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

<sup>3</sup> Massive Open Online Course の略で、インターネット上で公開され、無料で世界の有名大学の授業が受講可能な仕組み。

等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編制して教育を実施する必要がある場合(教育課程特例校)、③不登校生徒など特別な事情を抱える生徒に対し、その実態に配慮した特別の教育課程を編制することが必要な場合においては、これらの特例制度を活用することで、遠隔教育を実施することは可能となっている。

- なお、通信制課程においては、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとされており、添削指導についてはインターネット等の活用が可能とされている。また、面接指導についても、学校が指導計画に、各教科・科目又は特別活動について、計画的かつ継続的に行われるメディア学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、各教科・科目の面接指導の時間数のうち、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することが可能となっている<sup>4</sup>。

### 3. 遠隔教育に関する各種提言

- 高等学校における遠隔教育の導入については、これまでも様々な報告書等において提言されてきたところである。
- 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革の集中アクションプラン」(平成25年12月)において、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて実践事例の収集・検討を行うとともに、有識者会議を設け、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題、その対応策について検討を行う旨が記載されている。
- また、「中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ」(平成26年6月)においても、高等学校教育の質の確保・向上を図る観点から、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討の必要性について記載している。
- 「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」報告書(中間まとめ)(平成26年8月)においても、研究開発学校における遠隔教育の研究の動向や検証等を踏まえ、必要に応じて制度改正について検討することが求められている。

### 4. これまでの取組

#### (1) 高等学校における取組

- 北海道では、平成25年度より、研究開発学校制度を活用し、遠隔教育の在り方について実証的研究を実施している。また、長崎県においても現行制度の枠内で遠隔教育に関する研究を実施している。さらに、一部の通信制課程の高等学校においては、面接指導の一部免除の仕組みを活用して、インターネット等を活用した遠隔教育を導入している事例もある。

---

<sup>4</sup> ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることはできない。

- 本検討会議では、これらの実践事例についてヒアリングを実施した。その中で示された効果としては、以下の事項が挙げられた。
  - ・ 小規模な学校でも幅広い科目を設置することが可能となること。
  - ・ 他教科への支援による改善の視点の気づきや新たな学習形態の導入による教員の資質向上を図ることが可能となること。
  - ・ オンデマンド型の授業を実施している通信制高等学校では、学校に通いづらい生徒も授業やホームルームが受けられること。
  - ・ 学校に対しての心理的距離を近づけられること。
  
- 一方、課題としては以下の事項が挙げられた。
  - ・ 配信側だけではなく受信側にもサポートする人員が必要となること。
  - ・ 教員の新たな負担が生じること。
  - ・ 高等学校教育で大きな役割を果たす集団活動が不十分となる可能性があること。
  - ・ 音声・画像の不良や乱れなどシステム機器上の不具合が生じること。
  - ・ 学習評価の在り方について留意が必要であること。

## (2) 大学等における取組

- 通学制の大学においては、卒業に必要な単位数124単位のうち、60単位を上限としてメディア授業<sup>5</sup>（インターネット等による授業を含む）による単位修得が可能となっている。また、通信制の大学においては、124単位すべてをインターネット等による授業により修得可能であり、実際に一部の大学においては、インターネット等による授業のみで教育課程が編成されている。
  
- また、高等専門学校においても、大学と同様、遠隔教育の導入が可能となっているが、大学と連携して、正規の科目による単位互換を、遠隔教育によって実現している事例もある。
  
- ヒアリングを行った事例の中では、以下の効果や留意点等が挙げられた。
  - ・ 土日や夜間でも受講可能であり社会人が多く学んでいること。
  - ・ 海外在住者でも受講可能であること。
  - ・ 高等専門学校においては、スポーツ工学や気象学など所属する学校にない大学の授業を遠隔で受講するなど、学習機会を増やす機会の確保につながっていること。
  - ・ 音声の質が下がると満足度が下がること。
  - ・ オンデマンド型の場合に配信期間に一定の区切りを設ける必要があること。
  - ・ 30人程度の集団にコーチを1名配置することで、退学者を減らすことが可能であること。
  - ・ 継続した受講を促す必要もあること。

---

<sup>5</sup> 大学設置基準第25条第2項に基づき、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業。

## 高等学校・大学における遠隔教育の取扱い（現行制度）

### ○高等学校（全日制・定時制）

- ・原則不可。
- ・但し、担当教諭の立ち会いの下で行う場合や、以下の場合に限り可能。
  - ①研究開発学校
  - ②教育課程特例校
  - ③不登校生徒に対しその実態に配慮した特別の教育課程を編制する場合

### ○高等学校（通信制）

- ・インターネット等を通じた添削指導は可能。
- ・面接指導は一部免除。

（面接指導において、各メディア(ラジオ放送、テレビ放送その他)ごとにそれぞれ 10 分の 6 以内の時間数を免除可能。ただし、免除する時間数は、合わせて 10 分の 8 以内。）

### ○大学（通学）

- ・卒業要件として修得すべき 124 単位中 60 単位をメディア授業により修得可能。

### ○大学（通信）

- ・卒業要件として修得すべき 124 単位のすべてをメディア授業により修得可能。

※大学については、メディア授業を実施するにあたり、告示<sup>※1</sup>で次の点を要件としている。

#### ●同時双方向型

- ・授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるものであること。
- ・また、通知<sup>※2</sup>において次の点に配慮するよう周知。

（ア. 学生の教員に対する質問機会の確保。  
イ. 画面では黒板の文字が見づらい場合のプリント教材等の事前準備。  
ウ. 受信側の教室等に、必要に応じシステム管理の補助員やティーチング・アシスタントを配置。  
エ. 受講者数が過度に多くならないようにすること。）

#### ●オンデマンド型

- ・毎回の授業の実施にあたって、直接対面すること又は電子メール等の利用により、教員や補助者が設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うこと。
- ・大学のホームページに掲示板を設ける等、学生の意見交換の機会を図ること。

※1 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）

※2 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について（平成13年3月30日付け12文科高第346号文部科学事務次官通知）

## 第2章 高等学校における遠隔教育の今後の在り方

### 1. 改革の方向性

- 第1章で掲げた高等学校教育を取り巻く状況の変化や遠隔教育を導入すべきとする各種提言等がある中で、既に、全日制課程の高等学校において進められている研究事例においても一定の効果が見られることや、通信制課程の高等学校においてメディアを使った授業が認められていること、通学制の大学においても一部導入が認められていること、これらの実践事例において一定の課題が挙げられていること等を総合的に踏まえ、全日制課程及び定時制課程の高等学校においても、一定の要件の下で、遠隔教育の導入を認めることが適当である。
- その際には、今回の改革が下記の目的・意義にも示すとおり、離島等における教育機会の確保や、多様かつ高度な教育に触れる教育機会の提供等を通じて、高等学校教育の質の向上を目指すものであることを十分踏まえ、安易に遠隔教育を導入することなどによりその質の低下を招くことのないよう留意することが必要である。
- なお、既にインターネット等を活用した授業が認められている通信制課程については、これまでの制度改革で弾力化が図られてきているところであるが、例えば、面接指導の更なる免除など、現行制度以上の弾力化を図ることは、高等学校段階の生徒の特性に鑑みると、高等学校教育の質の確保の面から課題が多いことから、今回の改革に際しては、現行制度を維持することとする。

### 2. 遠隔教育の導入の目的・意義

- 全日制課程及び定時制課程の高等学校における遠隔教育の導入の目的・意義としては、①離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保、②多様かつ高度な教育に触れる機会の提供、③不登校や病弱など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応が挙げられる。

#### (1) 離島・過疎地等の生徒に対する教育機会の確保

- 離島や過疎地等においては、少子化や過疎化が進展する中で、各教科・科目等の専門知識を有する教員を十分に確保できない事例も生じているところであり、その教育の機会確保を図ることは喫緊の課題となっている。
- このような中、遠隔教育を導入することで、場所を問わず、離島や過疎地等における高等学校においても、各教科・科目等の専門的な知識を有する教員による多様かつ高度な教育を受けることが可能となる。

#### (2) 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供

- 高等学校の進学率上昇に伴い、生徒の能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化するとともに、各学校の特色化が進められる中で、今後は、より一層、多様かつ高度な教育の実現に向けて、きめ細やかな対応を行うことが求められている。

- 例えば、総合学科においては、多様な選択科目を開設することで、生徒の個性を生かした主体的な選択が可能となっているが、離島や過疎地以外にあるこれらの学校においても、遠隔教育を導入することで、他地域の様々な専門性のある教員から学ぶ機会を得ることができるなど、より多様な学習機会を得ることが可能となる。
- また、大学や海外にいる教員等から、より多様かつ高度な教育を受けることも可能となるとともに、遠隔教育を活用した教育を受けることにより、将来にわたってその経験が生きるなど、生涯教育としての役割を果たすことも考えられる。

### (3) 不登校や病弱など特別な支援が必要な生徒に対する個別学習ニーズへの対応

- 高等学校に在籍する生徒の中には、学校生活への適応が困難である不登校生徒や、療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒がいるが、これらの生徒の個別学習ニーズへきめ細やかに対応していくことが必要である。
- このような生徒に対しても、遠隔教育を導入することで、学校生活への適応が困難である生徒や、療養中の生徒、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒が、自宅や病院など学校以外の場所において、受講可能な時間帯を選択しながら、授業を受けるなど、それぞれの学習ニーズに応じたきめ細やかな教育を受ける機会を確保することが可能となる。

## 3. 遠隔教育の定義・分類

- 遠隔教育の定義・分類について、本報告では、以下の整理によることとする。

### (1) 同時双方向型（双方向（同期型）、別空間）

- 離島等の学校から離れた空間へ、別の空間からインターネット等のメディアを通じて、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式である。

### (2) オンデマンド型（一方向（非同期型）、別空間）

- 別の空間・時間で事前に収録された授業を、離島や病室等の学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを通じて、視聴したい時間に受講をすることが可能な方式である。

#### 4. 具体的な要件

- 全日制及び定時制課程の高等学校で遠隔教育を導入する際の具体的な要件としては、「同時双方向型」や「オンデマンド型」などの授業形態、修得単位として認める時間数や範囲などの教育課程、配信・受信側双方の教職員や教科書・教材、評価の取扱いなどが挙げられる。

##### (1) 授業形態

- 授業形態のうち、「同時双方向型」については、教師との対面を通じた触れ合いや、生徒同士の集団活動等、高等学校教育としての機能も果たすことが認められることから、下記(2)から(5)までに掲げる要件を満たした場合において、その導入を認めることとする。
- この場合、当該授業の配信は、受信側の高等学校に対して行うものとし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、他の学校等の施設等を使用することができることとする。
- 一方、「オンデマンド型」については、高等学校教育が教師との対面を通じての触れ合いや生徒同士の集団活動が極めて大切であること、十分なサポート体制を得にくいことも考えられることから、当面は、現在認められている不登校生徒への特例に加え、療養中の生徒や、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して認めることとし、今後、実践事例等を踏まえながら、更なる対象範囲の拡充について検討を行うこととする。

##### (2) 教育課程

- 各教科・科目において遠隔教育を認める時間数については、通信制課程の高等学校において、面接授業についても一部免除が認められているものの、各教科・科目ごとに、一定時間は直接対面による授業が必要とされていることや生徒指導上の観点を踏まえ、全日制課程及び定時制課程の高等学校において遠隔教育を行う場合であっても、通信制課程の高等学校と同様に、直接対面による授業を一定時間行うこととする。
- その際、各教科・科目ごとに必要とする直接対面による授業の時間数については、各教科・科目の特性に応じ、通信制課程において示されている時間数を踏まえ設定するものとする。
- また、全体の修得単位の中で遠隔教育を認める範囲については、通学制の大学が卒業に必要な単位数124単位のうち半分以下である60単位を上限としていることや、高等学校において既に認められている学校外学修の単位認定の仕組みが最大36単位となっていること等を踏まえ、高等学校において必要な修得単位である74単位の半分以下である36単位を上限として認めることとする。

### (3) 教職員

- 配信側の教員については、直接対面する授業形態と同様の取扱いとすることが適当であることから、当該教科の免許状を保有するとともに、兼務や非常勤なども含め、当該高等学校の教員とする。
- 受信側で授業をサポートする者については、高等学校段階の生徒の特性に鑑み、机間巡視や安全管理を行う観点から、当該高等学校の教員であることが望ましい。この教員については、配信側に当該教科の免許状を有した教員がいることから、当該教科の免許状保有の有無は問わない。なお、必要に応じ、左記に準じる者も可能とする。
- また、配信側、受信側双方に、ICT支援員などの技術的なサポートができる人材を配置することが望ましい。

### (4) 教科書・教材

- 教科書、教材については、直接対面で行う授業と同様とする。

### (5) 学習評価

- 学習評価については、配信側の教員が行うこととする。
- ただし、配信側の教員が、遠隔地にいる生徒の意欲・関心・態度まで含めた評価を行うにあたっては、一定の制約が生じる場面も想定される。
- このような観点から、今回の遠隔教育の導入が、直接対面による授業と同等の位置づけになることを踏まえ、必要に応じ、以下の工夫を図ることが必要である。
  - ・ 配信側、受信側双方で、事前・事後も含め、十分に連携を図りながら進めること。
  - ・ 受信側で授業をサポートする者の意見を参考とすること。
  - ・ 生徒の理解度等を確認するため、レポート課題等を課すこと。
  - ・ 配信側の教員が受信側の生徒の様子を適切に把握するため、受信側で授業をサポートする者によるきめ細やかな映像・音声の配信を行うことや状況を伝達すること、より明確に受信側の状況が把握できる設備の導入を図ること。
- また、試験については、配信側教員が試験中、同一空間にいることまでは求めないが、当該高等学校の教員の監督の下で行うこととする。

## 5. 導入にあたっての留意点

### (1) 共通事項

- 同時に授業を受ける受講生徒数については、直接対面で行う場合と同様、原則として40人以下<sup>6</sup>とすることが必要である。
- 授業中やそれ以外の時間を通じて、生徒の教員に対する質問の機会を確保することが必要である。
- 音声を通じない場合、授業の質が著しく低下することから、音声を確実につながるようにすることが必要である。また、生徒の集中力を確保するため、映像に動きや音楽など、一定の変化を付けることが有効である。
- 遠隔教育を実施するにあたっては、これまでの直接対面の授業を再現するだけでなく、授業の在り方を再構築することも求められる点や、配信側と受信側で授業をサポートする者の連絡調整など、直接対面以上の授業準備を要する点に留意が必要である。
- 事前の教材配布や、質問等の教師と生徒のやりとり、生徒同士の交流を円滑に行うため、LMS（ラーニング・マネジメント・システム）を導入することは有効である。
- 学習評価にあたっては、直接対面の授業と同様、高等学校において身に付けるべき資質・能力が備わっているかどうかを測ることが必要である。

### (2) 同時双方向型の条件・留意点

- 配信側の教員と受信側で授業をサポートする教員等の間で、事前にどのような形で授業を進めるのか等、密接にコミュニケーションを取ることが必要である。
- 配信側から受信側のカメラを自由に動かしたり、受信側で授業をサポートする者が教室内の状況を録画したりするなど、配信側の教員が受信側の状況を把握できるようにすることは有効である。

### (3) オンデマンド型の条件・留意点

- 毎回の授業の実施に当たっては、直接対面すること又は電子メール等の利用により、教員や補助者が設問回答、添削指導、質疑応答等の指導を行うことが必要である。
- 継続した受講を促すために、教職員が生徒の状況に応じて生徒と直接対面することなど、在籍する学校側から適時連絡をとることが望ましい。

---

<sup>6</sup> 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第7条では、「同時に授業を受ける一学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」と規定されている。

- 授業の配信を行う際に、授業の進度を揃えるため、出席と見なす履修を一定期間で区切る（例えば一週間単位など）ことは有効である。

### **第3章 推進方策**

- 第2章で掲げた方針の下、全日制及び定時制課程の高等学校における遠隔教育を普及・推進するため、今後、国及び都道府県等の設置者において、以下に掲げる取組を行っていくことが必要である。
- 現行の規定では、全日制・定時制課程において遠隔教育を行うことが前提となっていないことから、本提言を踏まえ、遠隔教育に関する規定の明確化を図るとともに、単位認定の方法など必要な制度改正を速やかに行うことが必要である。
- 全日制・定時制課程の高等学校等において、ICTを活用した学習効果を高める遠隔教育の導入を進めるため、遠隔教育を先導的に導入する高等学校における効果的な教育活動の在り方等について、調査研究を実施することなどを通じて、その普及推進を図ることが必要である。併せて、その実践事例について検証することを通じて、必要に応じ、改善を図っていくことも求められる。
- 遠隔教育の導入にあたっては、配信側の教員に加え、受信側で授業をサポートする者や、技術面でサポートできる人員を確保することが必要となる。このため、各高等学校においてサポートできる人員を確保するとともに、ICT支援員を効果的に配置するなど、その体制の構築を図ることが必要である。
- また、遠隔教育を実施するに当たっては、ICT環境の整備は欠かせない。このため、遠隔教育を導入する高等学校においては、音声や映像を円滑にやりとりするためのICT機器やネットワーク環境の整備を図ることが必要である。
- 遠隔教育の導入により、板書の在り方や教材の取扱いも含め、従来の直接対面によるものとは異なる教育方法も求められる。今後、上記に掲げた調査研究や実践事例等を通じて、普及事例等を推進していくことが必要である。
- 併せて、教員養成や研修などについても充実を図っていくことが必要である。

### **第4章 今後の検討課題**

(※今後追記)

## 高等学校における遠隔教育の導入に向けた方向性について（案）

### <現行制度>

- ◎ 全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

※ 通信制課程においては、インターネット等を通じた添削指導は可能。また、面接指導も、メディアを活用した授業により一部免除。

### <改革案>

- ◎ 以下の条件の下、全日制・定時制課程での遠隔授業の導入を行う。

#### ①授業形態

- 原則として、同時双方向型とする。
- オンデマンド型については、不登校生徒に加え、療養中の生徒等も対象とする。

※ 全日制・定時制課程の不登校生徒については、文部科学大臣による指定の下、通信の方法を用いた教育を行うことは、現行制度において可能。

#### ②教育課程

- 高校卒業に必要な74単位のうち、36単位を上限とする。ただし、各科目の単位修得にあたっては、一部、直接対面による授業を行う。

※ 通信制課程では各科目で面接指導等の単位時間数が異なっているが、これを参考に各科目毎に設定。

#### ③教職員

- 配信側の教員は、担当教科の免許保持者であり、かつ、受信側高校に属する教員（兼務、非常勤を含む）とする。

#### ④教科書・教材

- 教科書・教材の取扱いについては、現行と同様とする。

#### ⑤評価

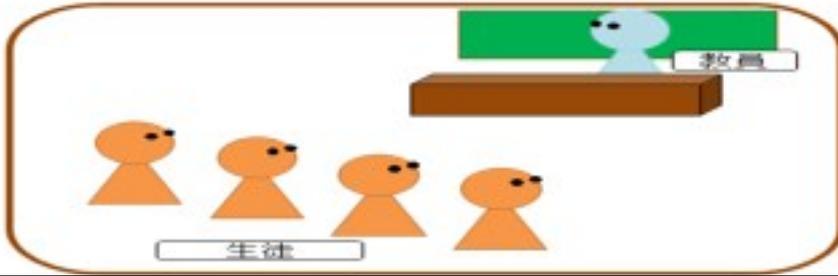
- 評価者は配信側の教員とする。（必要に応じ、受信側の意見も参考とする。）

#### ⑥その他留意事項

- ・ 受信側については、原則として当該高校の教員（担当教科外でも可）の立会いの下で実施。
- ・ 可能な範囲で、ICT支援員等の技術面でのサポート人材を配置。
- ・ 画面では見づらい場合のプリント教材等の事前準備。
- ・ 生徒の質問機会の確保、受講生徒数の規模適正化（原則、40人以下等）等

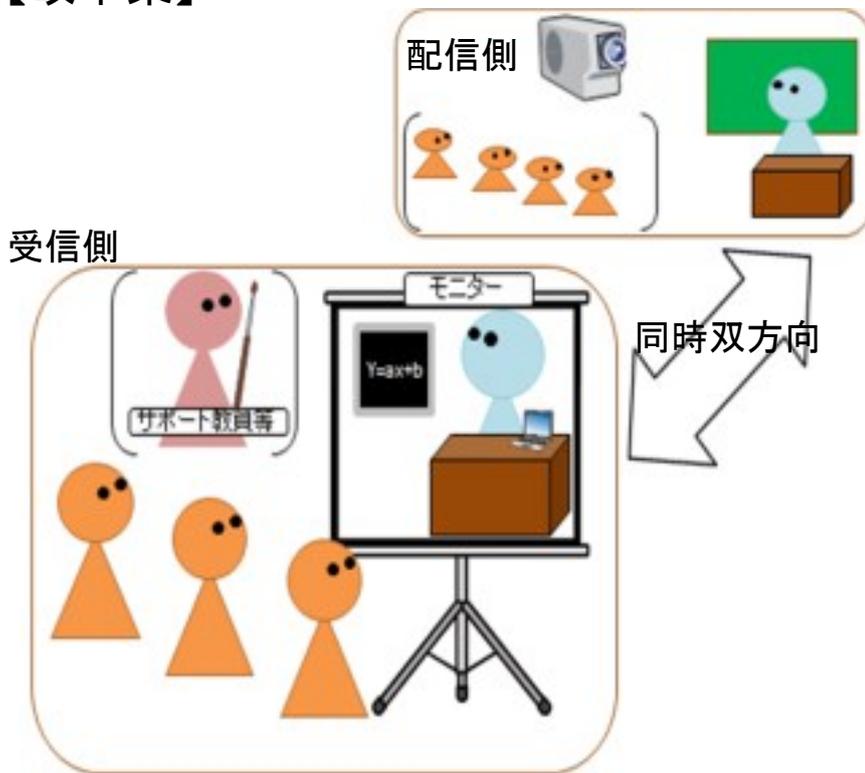
# 全日制・定時制高等学校における遠隔教育の導入イメージ

## 【現行】



全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則として認められていない。

## 【改革案】



同時双方向型(双方向・同期)については、以下の要件を満たす場合、正規の授業として認める。

### 【要件】

#### ①教育課程

・74単位のうち、36単位を上限

※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う。

#### ②配信側の教員

・担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員

※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施。

#### ③教科書・教材

・現行と同様

#### ④評価

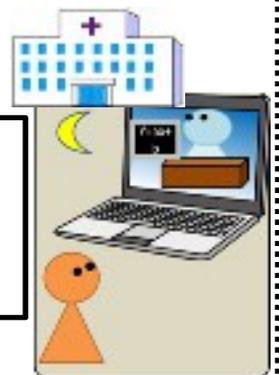
・評価者は配信側の教員

オンデマンド型(一方向・非同期)についても、現行の不登校特例を一部拡充する。

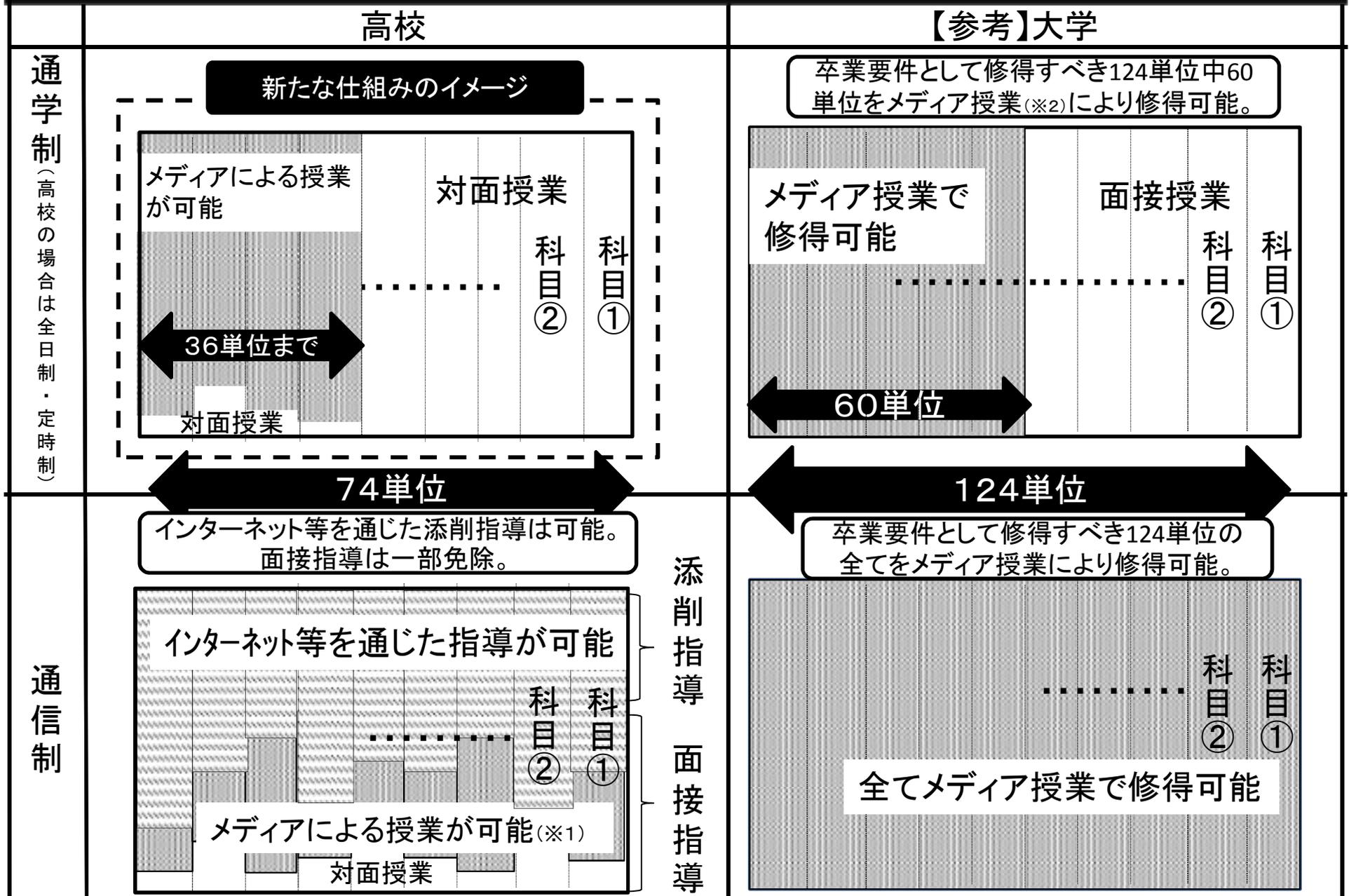
### 現行の不登校特例制度

高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことが可能。

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒を新たに対象範囲として追加



# 高校における遠隔教育の導入範囲のイメージ



※1 面接指導において、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除可能。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8以内。

※2メディア授業とは、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる授業をいう。(大学設置基準第二十五条第二項)

## 高等学校における遠隔教育の在り方に関する検討会議（第 4 回）

## 議事要旨

日時：平成 26 年 10 月 14 日(火)13:00～15:00

場所：中央合同庁舎 7 号館西館 9 階共用第 2 会議室

出席者：赤堀座長、香山委員、國領委員、西野委員、林田委員、東原委員、平方委員、  
村田委員、山口委員

中岡審議官、水田主任視学官、豊嶋情報教育課長、丸山教育財政室長 他

事務局が資料 1、2 について説明を行い、主に以下のやりとりが行われた。

(※委員：○、事務局：●)

<第 1 章 検討の背景について>

- IT の活用を検討するにあたっては、どのようにして今までの授業の方法を変えていくのかということがある。大学入学者選抜も一点刻みの評価からの転換がいわれている中で、IT を活用してどのような教育をするのかということを議論する必要があるのではないか。
- 言葉の定義の問題であるが、レクチャー型の双方向は 21 世紀型の双方向型と必ずしも同じものではないことに留意が必要。
- 第 1 章では、高校を取り巻く状況、現行制度、我が国の高校教育の現状と海外の状況の順で記載し、日本が諸外国に比べて遅れているという流れが良いのではないか。
- 離島のアクセス拡大にとどまらず、生徒の学習ニーズや、教育方法の多様化に対応する、という表現にすべきではないか。
- 過疎地など人口が減少している地域においては、高校生などの若者がいることが非常に大きな活力となり、地域活性化につながるということをどこかに記載すべきではないか。
- 遠隔教育は働きながら学ぶ者にとってを受けることで、生涯学習の機会の保障になることについて記載すべきでないか。

<第 2 章 高等学校における遠隔教育の今後の在り方について>

- 同時双方向型とオンデマンド型の二分類にされているが、同時双方向型でも事前に教材を送る場合もあるので、中間的な類型を設けても良いのではないか。または、同時双方向型のところにテレビ会議システムだけでないことを記載するべきではないか。
- オンデマンド型は限られた時間だけでも認めるべきではないか。
- 多様かつ高度な教育に触れる機会の提供だが、ICT を使った教育の高度化がここに含まれることになるのか。そもそも第 1 章のところで、高度化の部分についてあまり触れていないのではないだろうか。

- 高校教員の立場から見ると、授業とそれ以外のものを分けると理解しやすいのではないか。具体的には、下の案が考えられるのではないか。
  - ・ 同時双方向型では遠隔地の対面の確保、集団による学習環境の確保、送受信の双方への教員配置（送信側には、送信科目の免許所有者を配置）を満たすものは遠隔授業とし、授業とみなす。
  - ・ オンデマンド型については一般論にすべきでなく、特例にすべきである。高等学校学習指導要領に特例を2つ設けて、授業と、オンデマンド型はそれ以外の多様な学習とすれば良いのではないだろうか。
- オンデマンド型も全日制・定時制において、一般的なものではなく特例的な学習として認めることは出来ると思う。
- この会議での検討結果は、高校の在り方を抜本的に変えるものになり、現場においては慎重な対応が求められる部分である。遠隔対面は授業と同じとするが、オンデマンド型は切り分けるべきではないか。
- 教科・科目において遠隔対面を授業として認め、学校設定科目としてはオンデマンド型も認め、学校外学修としては、個人学習も認めるという整理もあるのではないか。
- 高校教育は大学入試制度による影響も大きいところ、大学入試の見直しがなされていないため、現時点では学校外学修の時間が少ない。総合的な見地から生徒のインセンティブを働かせるようにすべきである。
- オンデマンド型については、高卒で就職し社会に出る者もいる中で、生涯学び続ける素地をつくるという観点から、重要ではないか。何らかの制限をかけることは問題ないが、オンデマンド型を全く認めないというのは避けるべきだと思う。
- 高校生が生涯学習の学び方を身に付けることは大切だが、社会人の学び直しのニーズに今の高校が対応することについても議論を深めるべきである。
- オンデマンド型は、大学においても、登録者に占める履修完了者の割合が低い。高校は中学校卒業者の98%以上が進学する国民的教育機関であるので、修了率も考えるべきではないか。
- オンデマンド型で最も確認が難しいのは、履修の認定ではないか。これまでの履修の認定は、学校に登校し出席したかどうかということが前提となっている。
- 不登校などで教室に入れない生徒のためにオンデマンド型にするにしても、オンデマンドルームを学校内に設けるといったような工夫が出来るのではないだろうか。院内学級の生徒等に対する対応は検討が必要であると思う。
- 学習指導が出来る者というのが誰なのかということがポイントになる。受信側の教員については、教科の担当外であっても良いのではないか。
- オンデマンド型は質問の機会などを保障する必要があるのではないか。
- サポート体制について免許を持った教員が必要かどうかという点に加え、技術担当の事務スタッフが必要である。少なくとも導入当初はシステムの不備などが生じたときにい

つでも対応できるよう ICT 支援員などの体制を整えるべきである。

- 教材やレポートをアップロードする LMS（ラーニング・マネジメント・システム）については全国共通で導入を軌道に乗せられるよう、国が設計し各学校が無料で使えるようにすべきではないか。
- 送信側には、免許を持った者がいるべきだが、受信側については生徒の安全を確保出来る者がいれば良いのではないか。
- 現行制度でも、年間の一部については正規の免許を持っていなくても特別非常勤講師として授業を出来ることを書いても良いのではないか。
- オンデマンド型と同時双方向型は授業を行う際の条件が異なるので免許について共通で示すことは難しい。
- 送信側の免許については、教員免許保持者を主として想定するが、免許を持っていない社会人などが教える場合についてどのように考えるか。
- 授業計画は、免許を所有する教員が作るべき。
- 受信側も送信側も免許がない場合というのは考えられるか。
- 集団での授業ということであれば免許をもった教員も配置出来るだろうが、多様な学びのために個人に対する授業となると受信側に免許を持った教員を置くことは難しいのではないか。
- 多様なリソースを活かし、双方向とも免許をもった教員がおらず、しかも個人に対して授業を行うということは認められるのか。
- 改革を進めるといふ観点からすれば、ただちに否定するものではないが、一定のルールを設けながら、どのような形態のものでも認めるという形になってしまい質が十分に確保出来なくなる恐れがあるので、制度全体でどこまで認めるかということについて議論が必要。
- 議論をする中で、そのような意見もあったということはどこかに記載しても良いと考える。
- 生徒一人ひとりの様子を注視し目配りを出来る人が受信側にいるべきではないか。
- コーディネーターのような者が受信側に必要ではないか。

#### <第3章 推進方策、第4章 今後の検討課題について>

- 生徒に ID パスワードを配布して Web 上の講義を掲載している学校もある。このような積み重ねがない学校ではイメージがしにくいのではないか。
- 技術的なサポートを出来る人がいないとトラブルになりやすいのではないか。
- 遠隔教育はコストダウンにはならないこと、教員の負担が増える可能性があることに留意が必要。
- 概算要求事項について詳しく伺いたい。

事務局より次回のスケジュールについて説明後、終了。

# 参考資料集



平成26年11月10日



文部科学省  
MEXT

# 目次

1. 検討の背景	3
2. 現行制度	7
3. 高等学校を取り巻く現状	30
4. その他の取組	60
5. 関連規定集	72

# 1. 検討の背景

# 日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

(平成25年6月14日閣議決定)

## 第Ⅱ. 3つのアクションプラン

### 一. 日本産業再興プラン

#### 4. 世界最高水準のIT 社会の実現

##### ①ITが「あたりまえ」の時代にふさわしい規制・制度改革

ITやデータを活用したイノベーションにおいて、我が国企業が他国に劣後しないよう、徹底した規制・制度改革を進める。この取組の中で、IT 利活用を推進するための法的措置（IT 利活用を推進するための「基本法」）の必要性についても検討する。

##### ○規制制度改革集中アクションプランの策定

- ・ 「IT 総合戦略本部」において、「規制改革会議」と連携しつつ、対面・書面交付が前提とされているサービスや手続きを含め、IT利活用の裾野拡大の観点から、関連制度（運用解釈が明確でないものを含む。）の精査・検討を行い、本年中を目途に、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（仮称）」を策定する。

## 世界最先端IT 国家創造宣言

(平成25年6月14日閣議決定)

## IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化

### 1. 人材育成・教育

#### (2) 国民全体のIT リテラシーの向上

インターネットの普及に加え、スマートフォン等の急速な拡大により、国民全体としてIT に触れる機会が増大していることを踏まえ、IT の利活用により、子供から高齢者まで、そのメリットを享受して豊かに生活を送ることができるよう、情報モラルや情報セキュリティに関する知識を含め、国民全体のIT リテラシーの向上を図る。

このため、子供から学生、社会人、高齢者に至るまで、そのリテラシーの現状も把握しつつ、年代層別に、IT に関する知識を身に付けるための取組を推進する。また、遠隔教育等IT の利活用により、離島を含め全国津々浦々で、全ての国民が地理的・時間的制約を受けることなく自由に学べる環境を整備する。

# IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（抜粋）

（平成25年12月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

## （テーマ1）対面原則の見直し

対面での説明や役務の提供を原則としている制度について、利用者への多様な選択肢の提供や業務の効率化等の観点から、インターネット等を利用した対面以外の手法も可能となるよう、以下のような制度の見直し等を行う。

項目名	高等学校での遠隔授業の正規授業化
制度の現状	高校での遠隔授業は正規授業として認められていない。
対処方針	文部科学省は、高等学校における遠隔授業の正規授業化に向けて、教育課程の特例措置や関係する事業の成果を活用し、総合的かつ網羅的に実践事例の収集・検証を行うとともに、ITを活用した遠隔教育の有効性や課題及びその対応策について検討を行うための有識者会議を平成26年度早期に立ち上げる。有識者会議においては、平成26年度末までの実践事例の実施状況を踏まえつつ、平成27年度早期に検討状況の中間的な整理を行うとともに、その後のスケジュールについて明確化する。

※高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部は、内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣を構成員としている。

# 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ

～高校教育の質の確保・向上に向けて～（抄）

（平成26年6月 中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会）

## 第2章 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的考え方

### 3. 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応＜多様化への対応＞

#### （2）経済社会の変化等への対応

##### ④ ICT教育の推進

- 情報化の急速な進展に伴い、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力を育成することが必要である。また、過疎化等が深刻化するとともに、少子化による高校再編が進められる中で、遠隔地からの先進的な教育の実施や特別な支援が必要な生徒へのきめ細やかな対応も含め、ICTや様々なメディアを活用することにより、全日制・定時制課程における生徒の多様な質の高い学びを実現するために効果的な授業の在り方を検討することも必要である。

## 第3章 高校教育の質の確保・向上に向けた施策

### 3. 多様なニーズに対応した教育活動の推進

#### （4）ICT等の活用による学びの機会充実

- ICTの進展を踏まえ、高等学校における新たな教育の在り方の検討を進めていくことは重要であり、ICTの活用による対話型・協働型の新たな学習形態の普及に向けた検討を行うことが必要である。また、全日制課程等において、ICT等を活用した学習効果を高めるための遠隔教育の実施に向けた検討を進めることが必要である。

## 2. 現行制度

# 我が国の高等学校制度

## 課程による区分

全日制	定時制	通信制
通常の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程	通信による教育を行う課程

## 学年による教育課程の区分

学年制	単位制
学年による教育課程の区分を設け、各学年の課程の修了が必要。	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる。

## 学科による区分

普通科	専門学科	総合学科
普通教育を主とする学科	職業教育等、専門教育を主とする学科	普通教育と専門教育とを総合的に行う学科

例1: 全日制単位制高等学校(専門学科) 例2: 定時制単位制高等学校(普通科)

## 全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育について

### ＜現行制度について＞

全日制及び定時制の課程の高等学校においては、通学による教育が前提となっている。ただし、以下の場合であって文部科学大臣が認める場合には、現行制度においても、教育課程の特例として、遠隔授業を行うことが可能。

- ① 教育課程に関し改善に資する研究を行うため特に必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条。「研究開発学校」)
- ② 地域の実情に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高校又は、当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合  
(学校教育法施行規則第85条の2。「教育課程特例校」)
- ③ 不登校生徒など特別の事情を抱える生徒に対し、その実態に配慮した特別の教育課程を編成することが必要な場合  
(学校教育法施行規則第86条)

# 教育研究開発事業（研究開発学校）

（平成25年度予算額：82,842千円の内数）

平成26年度予算額：75,479千円の内数

## 【概要】

教育課程の基準の改善等に資する実証的資料を得るため、研究校を募集・指定し、現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認めることにより、新しい教育課程、指導方法についての研究開発を行う。

教育上の課題、学校教育に対する多様な要請

文部科学省



中央教育審議会  
教育課程部会

募集・指定

企画評価会議

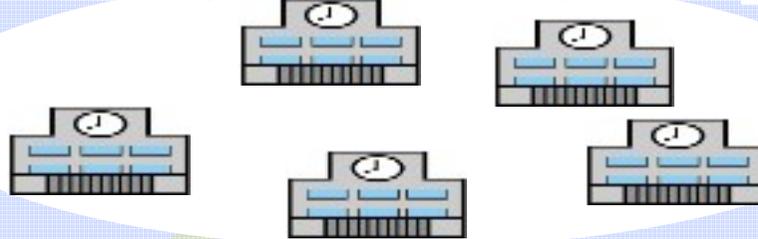
申請のあった研究開発実施計画  
についての審査等

研究成果

教育研究開発協議会

指定校による研究成果の発表

研究開発学校指定校



現行の教育課程の基準によらない実証的研究の実施

学習指導要領等の教育課程の基準の改善

# 教育課程特例校制度

## 【概要】

学校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、教育課程特例校として指定し、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特別の教育課程の編成・実施を可能とする。

### ① 申請

- ・教育課程特例校の指定を希望する学校の管理機関は、文部科学省に申請書を提出
- ・原則として8月(年1回)

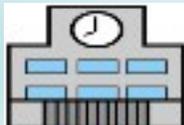
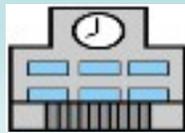
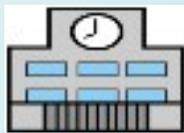
### ② 指定

- ・管理機関から申請のあった特別の教育課程編成・実施計画を審査
- ・教育課程特例校として指定
- 審査基準
  - ・特別の教育課程を編成する必要性が認められること
  - ・教育基本法等の規定に照らして適切であること
  - ・児童生徒への教育上適切な配慮がなされていること等

### ③ 報告

- ・管理機関は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証
- ・少なくとも3年に1度、文部科学省に報告

管理機関



教育課程特例校

国立学校：国立大学法人  
公立学校：当該学校を管理する教育委員会  
私立学校：学校法人等

学校又は地域の特色を生かした  
特別の教育課程を編成して教育を実施

# 高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒に対する 通信の方法を用いた教育による単位認定について

## 1. 制度の概要

- 高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。
- 上記措置を希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人からの申請に基づき、文部科学大臣が、当該高等学校を指定する。

※ 平成16年度に構造改革特区における特例措置として実施されていたが、閣議決定(平成20年4月25日)に基づき平成21年3月に全国化。

## 2. 適用実績

平成26年7月現在における適用実績は以下の4件。

- 平成18年4月～ 仰星学園高等学校(学校法人仰星学園)(福岡県)
- 平成22年4月～ 竹田南高等学校(学校法人稲葉学園)(大分県)
- 平成23年4月～ 旭丘高等学校(学校法人新名学園)(神奈川県)
- 平成23年4月～ 城西高等学校(学校法人日章学園)(鹿児島県)

# 通信制課程における遠隔教育の取扱い (高等学校学習指導要領 平成21年3月文部科学省告示)

## 添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準

各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のものについては。各学校が定めるものとする。

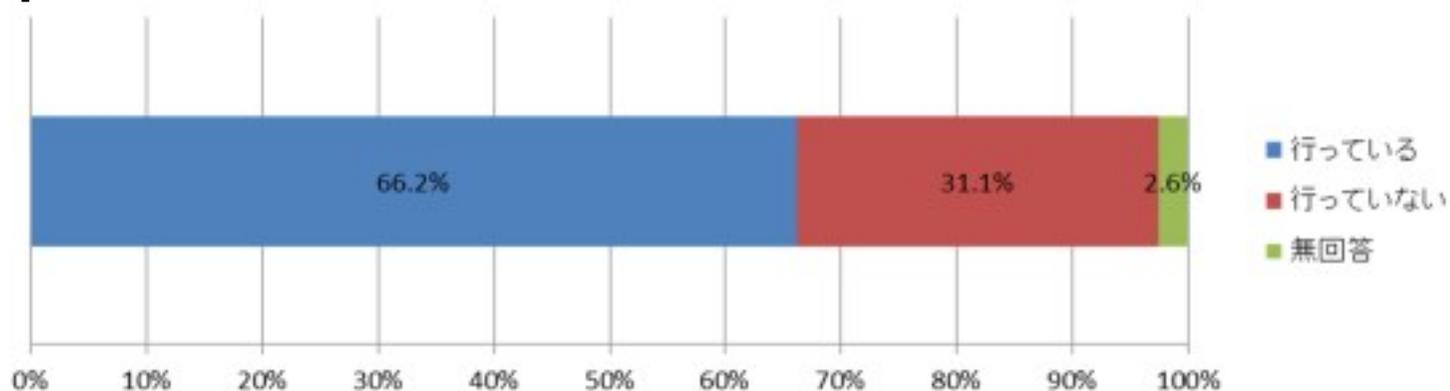
各教科・科目	添削指導(回)	面接指導(単位時間)
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

## ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることはできない。

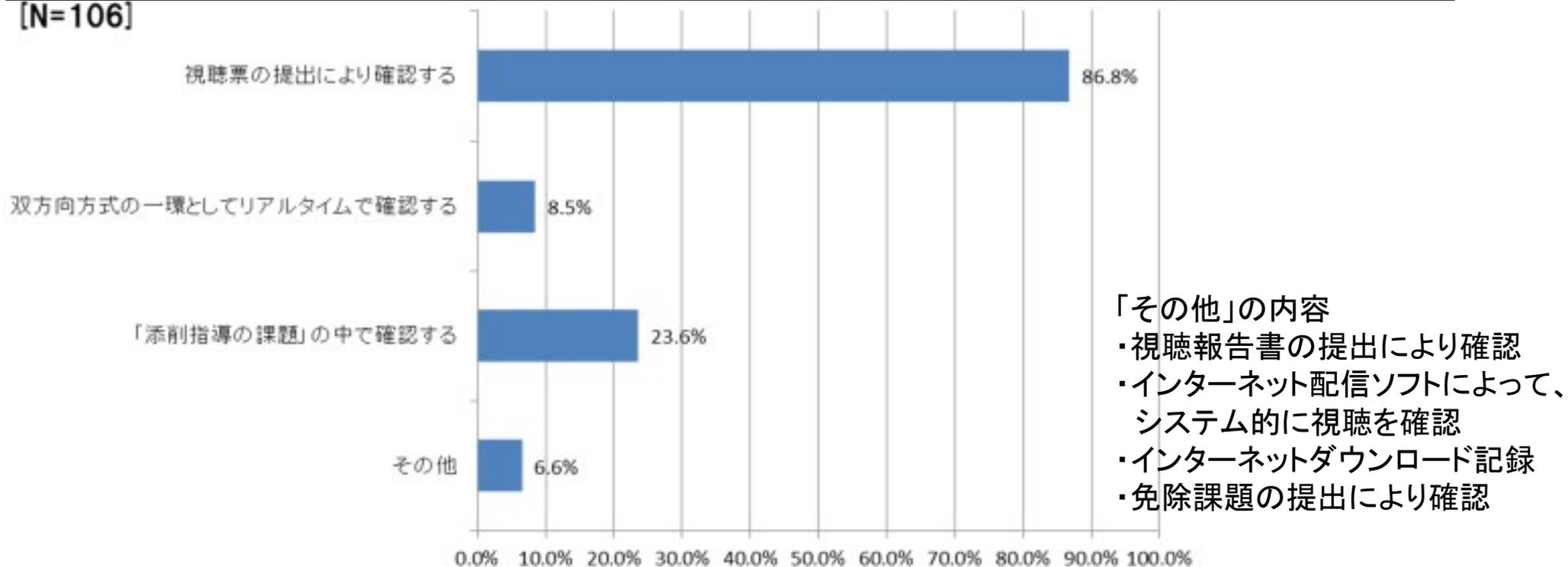
## 通信制高校におけるメディアを利用した面接指導時間の免除(単数回答)

[N=151]

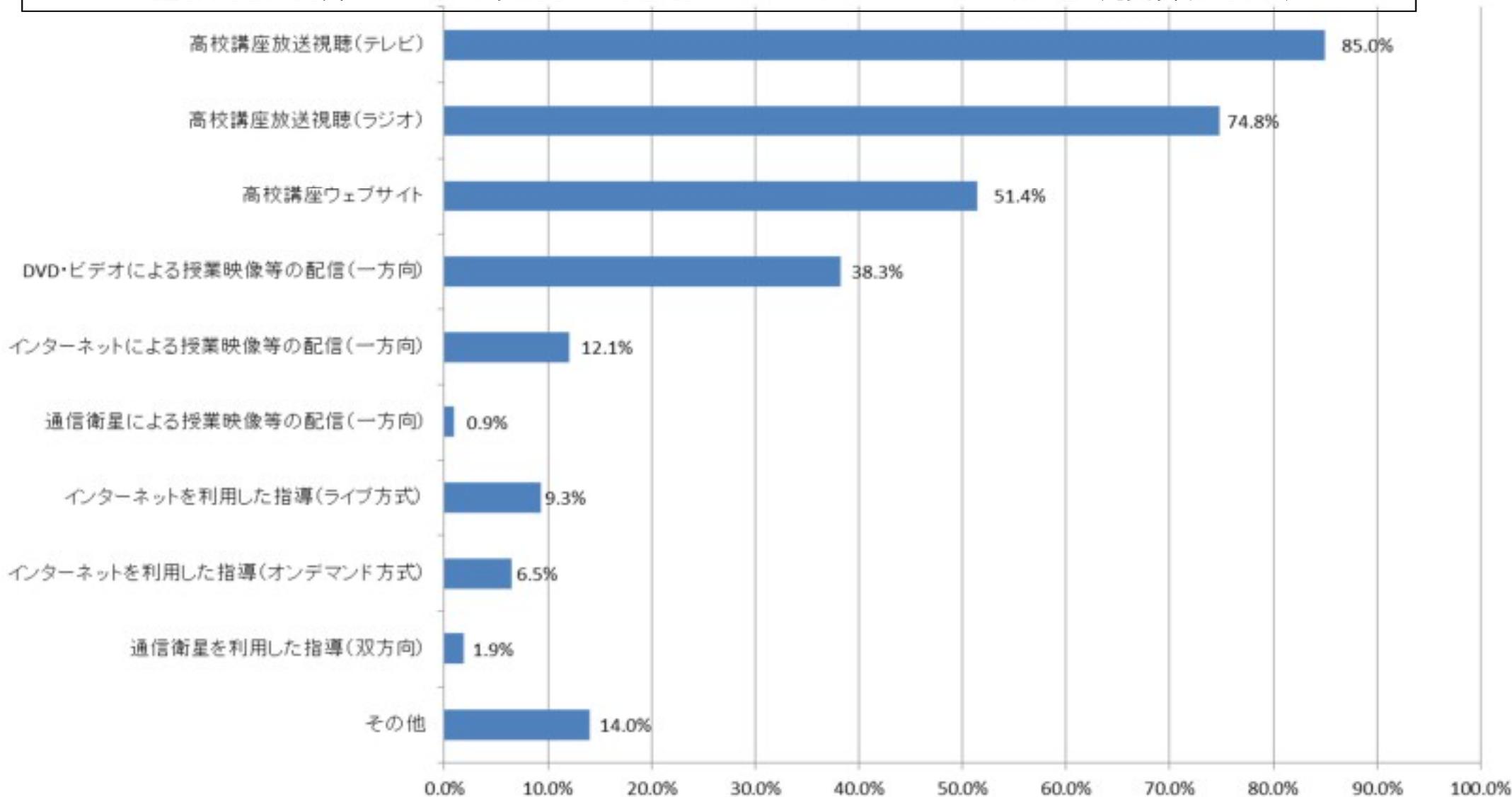


## 通信制高校におけるメディア視聴の確認方法(複数回答)

[N=106]



## 通信制高校における免除に利用しているメディアの形態(複数回答)



### 「その他」の内容

- ・高校講座以外のテレビ・ラジオ番組の確認
- ・講座に準じる内容のあるテレビ番組(芸術等)

出典:平成23年度文部科学省委託事業「定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究」  
(株式会社三菱総合研究所)

# 総合学科について

## 1 趣旨

「総合学科」は、普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度に創設された、普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

## 2 教育の特色

(1) 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習の重視

在学中に自己の進路への自覚を深めることが重要であることから、その動機付けとなるような科目を開設するとともに、生徒の科目選択に対する助言や就業希望者・進学希望者の双方を視野に入れた進路指導などのガイダンス機能を充実させる。

(2) 生徒の個性を生かした主体的な学習を通して、学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習の重視

生徒の能力・適性・興味・関心等に応じた学習を進めることにより、学ぶ楽しさや成就感を得させながら、学習に対する意欲の形成を図ることが重要である。このため、教育課程の編成に当たっては、幅広く選択科目を開設し、生徒の個性を生かした主体的な選択や、実践的・体験的な学習を重視し、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行う。

## 3 開設科目

(1) 原則履修科目「産業社会と人間」

自己の進路への自覚を深めさせるとともに、将来の職業生活の基礎となる知識・技術等を修得させるために、原則としてすべての生徒に履修させる科目

(2) 多様な選択科目の開設

「産業社会と人間」及び専門教育に関する各教科・科目を合わせて25単位以上開設し、生徒が普通教育及び専門教育に関する多様な各教科・科目から主体的に選択履修

## カリキュラムの比較

普通科・専門学科	総合学科
<p>&lt; 必履修科目 &gt; 学習指導要領上、全ての生徒に履修させることとなっている科目 ●国語総合、数学Ⅰ、コミュニケーション英語Ⅰなど</p>	<p>&lt; 必履修科目 &gt; 同左</p>
<p>&lt; 選択科目 &gt; 学校で選択配列して全ての生徒に履修させる科目及び生徒が選択履修することができる科目</p>	<p>&lt; 原則履修科目 &gt; 総合学科の全ての生徒が原則として学ぶ科目 ●産業社会と人間</p> <p>&lt; 総合選択科目 &gt; 総合学科で開設される多種多様な選択科目（普通科目・専門科目）の中で、生徒の科目選択の参考になるよう、体型性や専門性において関連する科目を科目群（系列）としてまとめて開設するもの。 ●絵画Ⅰ、デザイン基礎、子供の発達と保育など</p> <p>&lt; 自由選択科目 &gt; 総合選択科目以外の選択科目</p>

### 系列とは

興味・関心や能力・適性、卒業後の進路希望に合わせて科目を選択する目安になるように、相互に関連の深い、いくつかの科目をまとめたグループ（科目群）を「系列」と呼ぶ。

例「情報系列」「生活福祉系列」「環境系列」「国際ビジネス系列」「ものづくり系列」など 16

# 教員免許制度の概要①

## ●相当免許主義

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。  
(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要です。
- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要です。

(教育職員免許法 第2条、第3条)

ただし、

- ・ 当分の間は、中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程(中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程)の教科を担当することができます。  
(教育職員免許法附則第17項)
- ・ 当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることができます。  
(教育職員免許法附則第16項)
- ・ 当分の間は、養護教諭の勤務経験が3年以上ある養護教諭は、勤務する学校(幼稚園を除く)において、保健(小学校又は特別支援学校小学部においては体育)の教科の領域に係る事項を担当することができます。  
(教育職員免許法附則第15項)
- ・ 中学校又は高等学校の教諭の教員免許状を所有している者は、小学校で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。  
また、工芸や書道など高等学校の一部の教科に関する教諭の教員免許状を所有している者は、中学校、中等教育学校の前期課程で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。  
(教育職員免許法第16条の5)

## 教員免許制度の概要②

### ●教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
<b>普通免許状</b> 〔専修免許状 一種免許状 二種免許状〕	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 <u>所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与</u> されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
<b>特別免許状</b>	10年	<u>授与を受けた都道府県内の</u> 学校	教諭の免許状です。 <u>社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与</u> されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。
<b>臨時免許状</b>	3年	<u>授与を受けた都道府県内の</u> 学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。 <u>普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与</u> されます。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

# 教員免許制度の概要③

## ●免許状主義の例外

### ○ 特別非常勤講師制度

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができます。

任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要です。  
(教育職員免許法第3条の2)

### ○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要です。  
(教育職員免許法附則第2項)

### ○ 特別免許状の授与例

例1 職業:看護師 高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与

例2 職業:外国人の英会話学校講師 中学校の教科「英語」の特別 免許状を授与

### ○ 特別非常勤講師制度の活用例

例3 職業:調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。

例4 職業:書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

### ○ 免許外教科担任制度の活用例

例5 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合

中学校教諭の 理科の教員免許状	同じ中学校の数学の担任	○
	隣の中学校の数学の担任	×
	隣の小学校の算数の担任	×

Q. ゲストティーチャーやチームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教員免許状は必要ありません。

# 免許外教科担任制度について

## ○ 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができる。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要。

### 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）

#### —免許外教科担任関連規定抜粋—

（免許）

第三条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。

3・4 （略）

附 則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員 を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担当することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担当することができる。

# 学習指導要領について

## ■教育課程に関する法制上の仕組み

○教育基本法：教育の目的、目標を規定。

○学校教育法：学校段階ごとに教育の目的、目標などを規定。また、教育課程に関する事項は文部科学大臣が定めることを規定。

○学校教育法施行規則(文部省令)：各教科等の構成、年間標準授業時数を規定。  
また、教育課程については、文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によることを規定。

○学習指導要領(文部科学省告示)：教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数等の取扱い等を総則に定め、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動については目標、内容及び内容の取扱いを規定。

## ■学習指導要領の意義・・・学校が編成する教育課程の基準

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めているもの。これまで、おおむね10年ごとに改訂。

(現行の高等学校学習指導要領については、平成21年3月告示、平成25年入学生より実施)

# 高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	<input type="checkbox"/> ○ <input type="checkbox"/> ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	<input type="checkbox"/> 「科学と人間生活」を含む2科目 又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

教科	科目	標準単位数	必履修科目
保健体育	体育	7~8	○
	保健		
芸術	音楽Ⅰ	2	<input type="checkbox"/> ○ Iを付した科目から1科目
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	<input type="checkbox"/> ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	<input type="checkbox"/> ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○ 2単位まで減可

※「○」を付した科目は必履修科目を意味する。

# 学校外学習等についての単位認定を可能とする制度

制 度	根拠規定	制 度 の 概 要
①海外留学に係る単位認定	学校教育法施行規則第93条	外国の高等学校への留学を許可された場合に、外国の高等学校における履修を自校における履修とみなし、単位の修得を認定できる制度（36単位まで）
②学校間連携による単位認定	学校教育法施行規則第97条	他の高等学校において一部の科目の単位を修得したときは、その単位数を自校の定めた卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
③大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定	学校教育法施行規則第98条第1号 平成10年文部省告示第41号第1項	大学、高等専門学校若しくは専修学校における学修、大学、公民館その他の社会教育施設において開設する講座等における学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
④技能審査の成果の単位認定	学校教育法施行規則第98条第2号 平成10年文部省告示第41号第2項	文部科学大臣が認定した技能審査など一定の要件を満たす知識及び技能の審査の成果に係る学修を自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑤ボランティア活動等の単位認定	学校教育法施行規則第98条第3号 平成10年文部省告示第41号第3項	学校外におけるボランティア活動、就学体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度（②～⑤を合わせて36単位まで）
⑥高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第1号	高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる制度
⑦別科の科目の単位認定	学校教育法施行規則第100条第2号	高等学校の別科において、高等学校学習指導要領の定めるところに準じて修得した科目に係る学修を、自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることのできる制度
⑧定時制課程及び通信制課程における技能連携による単位認定	学校教育法第55条 学校教育法施行令第32条～第39条 技能連携施設の指定等に関する規則	定時制又は通信制の課程の生徒が、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設において教育を受けているとき、当該施設における学習を自校における職業教科の一部の履修とみなすことのできる制度（卒業に必要な単位数の2分の1以内）
⑨定時制課程及び通信制課程の併修による単位認定	高等学校通信教育規定第12条	通信制の課程の生徒が自校の定時制課程、他の高等学校の定時制課程、通信制課程において一部の科目の単位数を修得したとき、又は定時制の課程の生徒が自校の通信制課程、他の高等学校の通信制課程において一部の課程の単位を修得したときは、その単位数をそれぞれ自校の定めた通信制課程又は定時制課程の卒業に必要な単位数のうちに加えることのできる制度

# 高等学校における学習評価について

## 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有する
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要〔指導と評価の一体化〕
- 新学習指導要領においてもきめの細かな指導の充実や生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価や観点別学習状況の評価を引き続き実施

## 生徒指導要録における学習評価(主なポイント)

### 各教科・科目の評定

- 高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総合的に評価(5～1の5段階)
  - 評定に当たっては、観点による評価(「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」、「知識・理解」)を十分踏まえる
- ※ 高等学校の指導要録の参考様式には、観点別学習状況の記載欄を設けていない  
(生徒の特性、進路等に応じて多様な教育課程が編成されていることや、高等学校の指導要録の現状を考慮して、大枠のみを示している)
- ※ 都道府県教育委員会等において、指導要録に観点別学習状況を記載できるようにすることも有効な手段

### 総合所見及び指導上参考となる諸事項

- 生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述
  - ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
  - ② 行動に関する所見
  - ③ 進路指導に関する事項
  - ④ 取得資格
  - ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
  - ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など
  - ⑦ 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

## (参考) 観点による評価

- 通知に示した各教科の評価の観点及びその趣旨を十分踏まえながら、それぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫
- 単元等のある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において、「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価
- 学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達の段階に応じて、観察、生徒との対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択

### 新学習指導要領を踏まえた観点の設定

- 各教科の内容等に即して思考・判断したことについて、その内容を言語活動を中心とする表現に係る活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定
- 従来の「技能・表現」の観点の「表現」との混同を避けるため、「技能」に改める

### 新しい観点

「関心・意欲・態度」

「思考・判断・表現」

「技能」

「知識・理解」

「関心・意欲・態度」・・・各教科・科目が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を生徒が身に付けているかどうかを評価

「思考・判断・表現」・・・それぞれの教科・科目の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を生徒が身に付けているかどうかを評価

「技能」・・・各教科・科目において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価

「知識・理解」・・・各教科・科目において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が身に付けているかどうかを評価

※ 各教科の評価の観点は上に示した観点を基本としつつ教科の特性に応じて設定

### 学力の3つの要素との整理

基礎的・基本的な知識・技能

「技能」

及び

「知識・理解」

で評価

課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等

「思考・判断・表現」

で評価

主体的に学習に取り組む態度

「関心・意欲・態度」

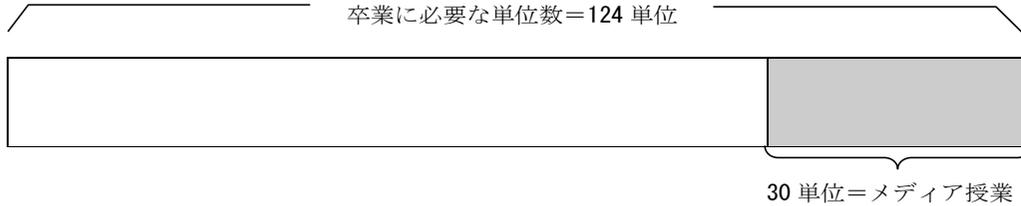
で評価

# 大学におけるメディアを利用した授業の変遷

## 1. 学部（通学制）の場合

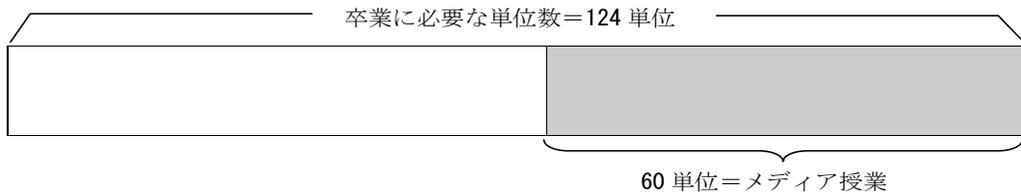
○平成10年3月～

- ・30単位を上限として「多様なメディアを高度に利用した授業（メディア授業）」を制度化。（同時かつ双方向に行われるもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）



○平成11年3月～

- ・単位互換による単位取得の上限が拡大したことに伴い、メディア授業の単位数の上限30単位から60単位に拡大。



○平成13年3月～

- ・メディア授業としてインターネット等を利用した授業が可能となる。



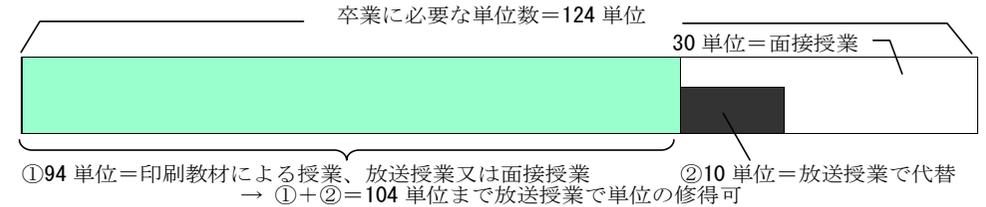
■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業

■ : 同時かつ双方向に行われるメディア授業及びインターネット等を利用した授業

## 2. 学部（通信制）の場合

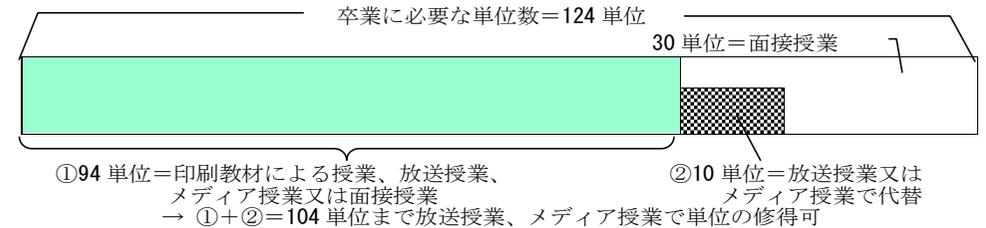
○～平成10年3月

- ・30単位以上の面接授業が必要。
- ・面接授業の代替として放送授業が認められていた（10単位まで）。



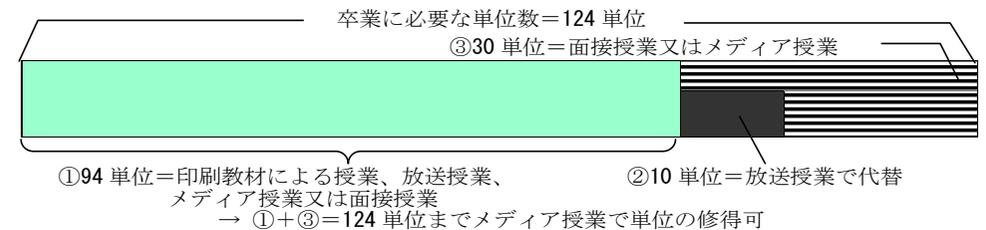
○平成10年3月～

- ・メディア授業が可能となる。（同時かつ双方向のもの（衛星通信、テレビ会議システムなど）に限定）
- ・面接授業について10単位を上限としてメディア授業が可能となる。



○平成13年3月～

- ・メディア授業としてインターネット等による授業が可能となる。
- ・30単位以上を必要とする面接授業がメディア授業でも可能となる。  
→ 124単位すべてをインターネット等による授業により単位修得可。



■ : 特に履修方法に指定のない単位 →メディア授業可

■ : 放送授業

■ : 面接授業又はメディア授業

■ : 放送授業又はメディア授業

■ : 面接授業

## 学部における多様なメディアを利用した遠隔授業を実施している大学(平成23年度実施状況 文部科学省調べ)

	国立	公立	私立	計
大学数	26	12	81	119
	(31.7%)	(15.2%)	(14.1%)	(16.1%)

※「多様なメディアを利用した遠隔授業」とは、【大学設置基準第25条第2項】に定める、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させる授業科目のことを指す。

# 高等学校における遠隔教育関連規定

## ■学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第83条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動によつて編成するものとする。

第84条 高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する高等学校学習指導要領によるものとする。

第85条 高等学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、前二条の規定によらないことができる。

第85条の2 文部科学大臣が、高等学校において、当該高等学校又は当該高等学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該高等学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法及び学校教育法第51条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第86条 高等学校において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第83条又は第84条の規定によらないことができる。

## <参考:通信教育課程の関連規定>

### ■学校教育法(昭和22年法律第26号)

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③・④ 略

### ■高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)

第2条 高等学校の通信制の課程で行なう教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 略

### ■学習指導要領(平成21年3月文部科学省告示)

#### 1章 総則

#### 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

1 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送又はテレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

# 大学における遠隔教育関連規定①

## ■大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、124単位以上を修得することとする。

2～4 （略）

- 5 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

## ■大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）（抄）

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 3 （略）

第6条 卒業の要件は、大学設置基準第32条第1項の定めるところによる。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

## 大学における遠隔教育関連規定②

■大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件(平成13年文部科学省告示第51号) 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成十三年三月三十日から施行する。なお、平成十年文部省告示第四十六号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

■大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について(平成10年3月31日文高大第306号) (抄)

第一 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部改正

一 「メディアを利用して行う授業」の大学設置基準上の位置付け

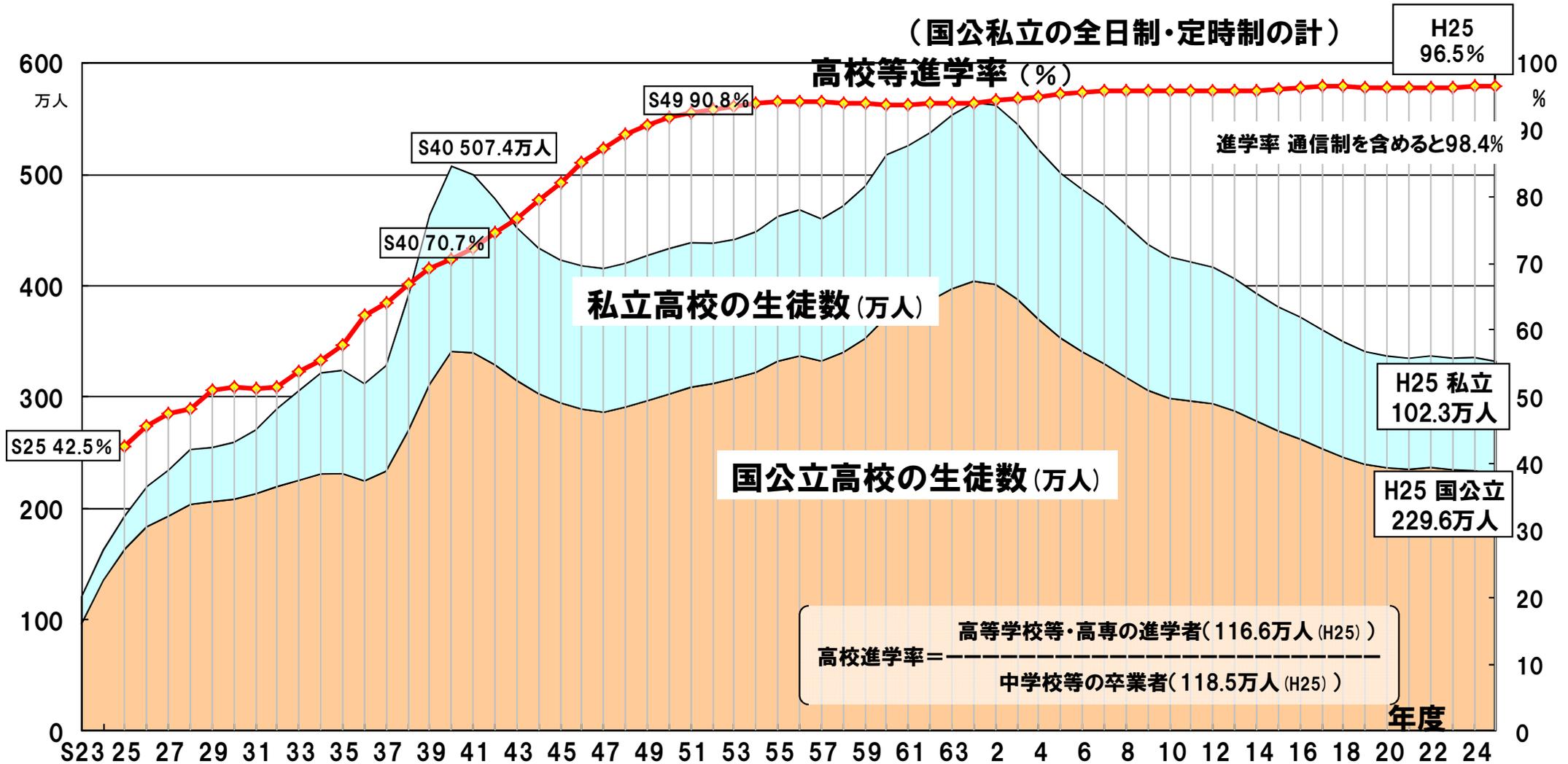
(三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。

- ①授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
- ②学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
- ③画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
- ④メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムのり管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
- ⑤メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。

### **3. 高等学校を取り巻く現状**

# 高等学校等への進学率の推移

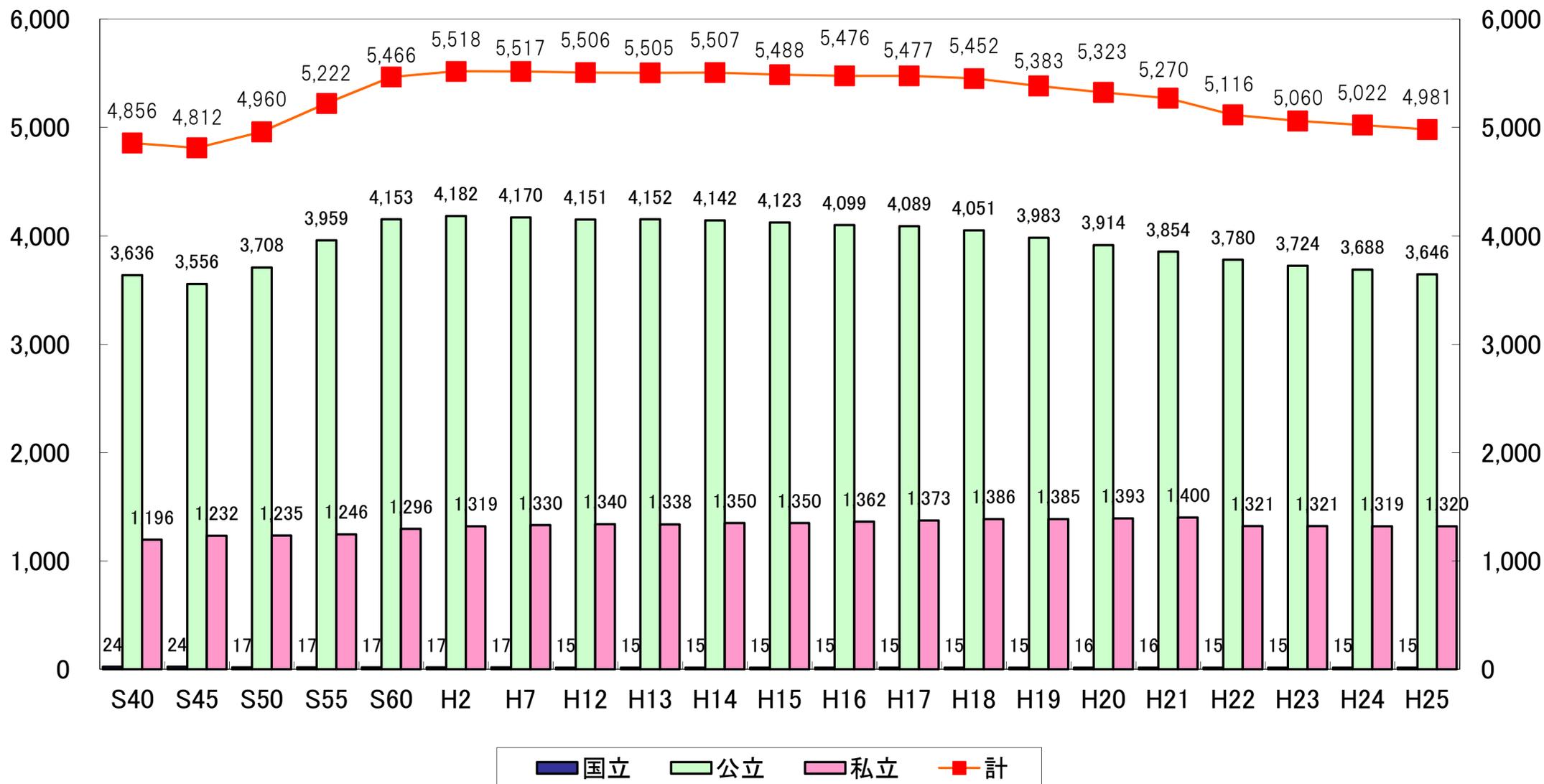
高等学校への進学率は約98%。



# 高等学校数の推移

高等学校数は、平成20年頃までは横ばいであったが、近年やや減少傾向。

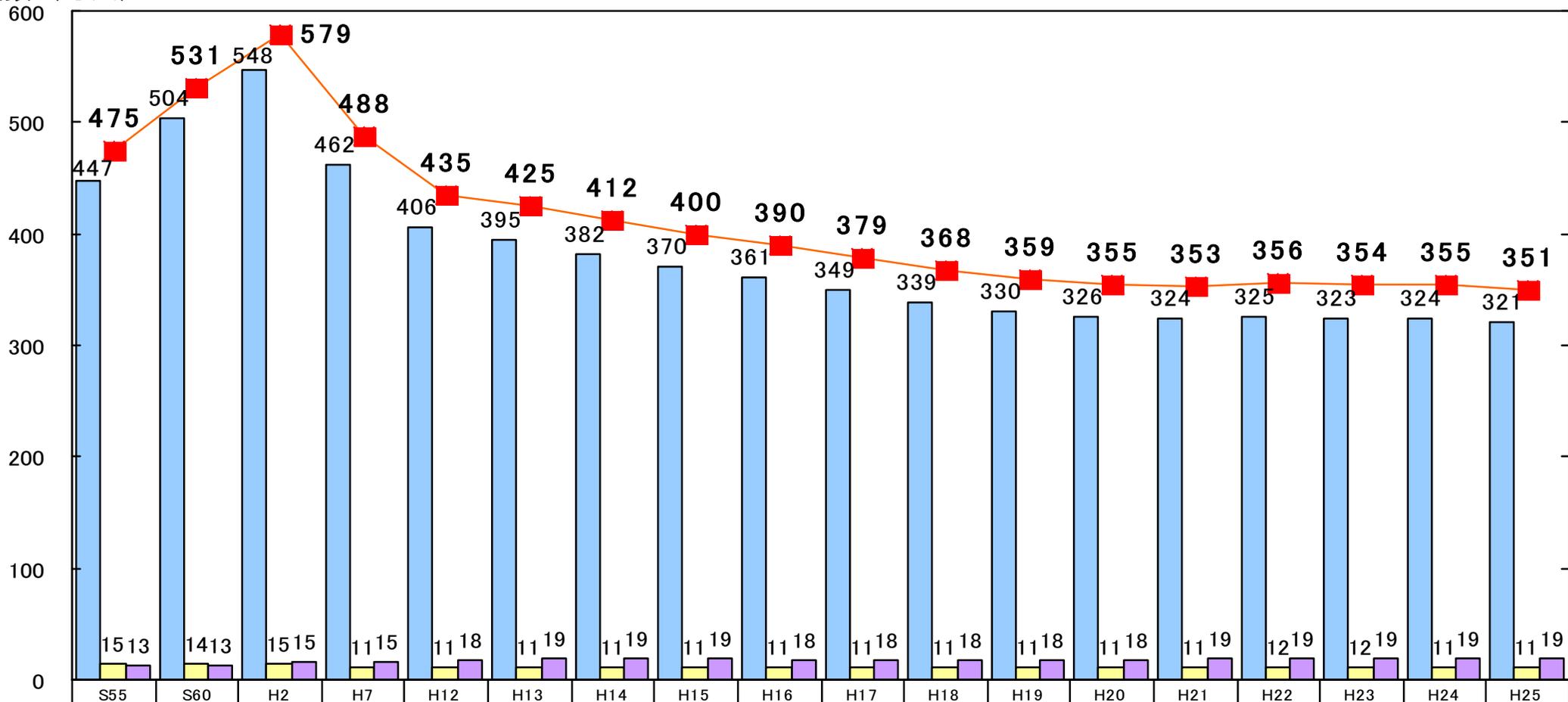
学校数(校)



# 高等学校生徒数の推移

生徒数は平成2年をピークに減少傾向。

生徒数（万人）

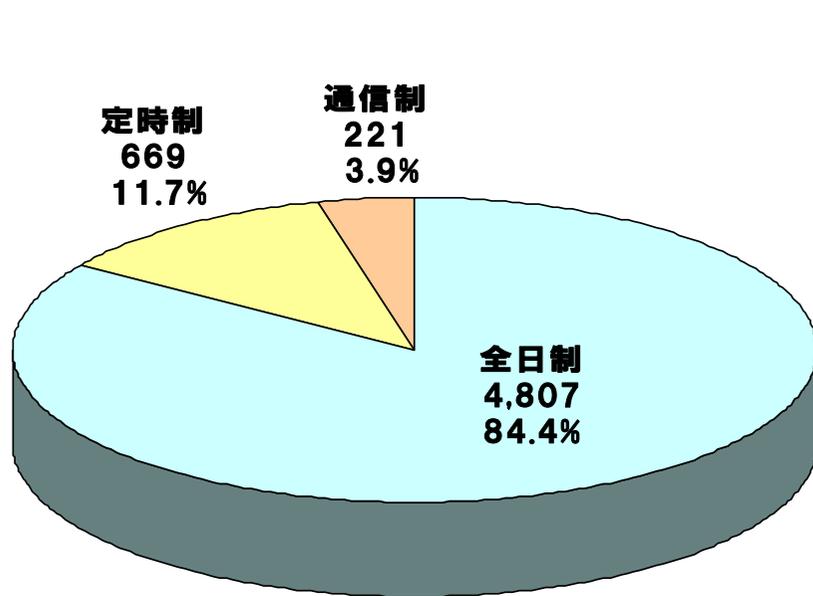


全日制	4,472,579	5,037,537	5,476,635	4,617,614	4,056,112	3,949,929	3,816,390	3,698,972	3,608,853	3,494,770	3,385,698	3,298,037	3,258,851	3,235,937	3,252,457	3,233,248	3,243,422	3,212,916
定時制	149,351	140,144	146,701	107,331	109,322	111,827	112,962	110,855	110,195	110,472	108,815	108,524	108,638	111,374	116,236	116,007	112,187	106,724
通信制	128,987	132,644	153,983	153,983	181,877	190,132	192,092	190,106	181,785	183,518	182,517	182,595	183,279	186,112	187,538	188,251	189,418	185,589
計	4,750,917	5,310,325	5,790,322	4,878,928	4,347,311	4,251,888	4,121,444	3,999,933	3,900,833	3,788,760	3,677,030	3,589,156	3,550,768	3,533,423	3,556,231	3,537,506	3,545,027	3,505,229

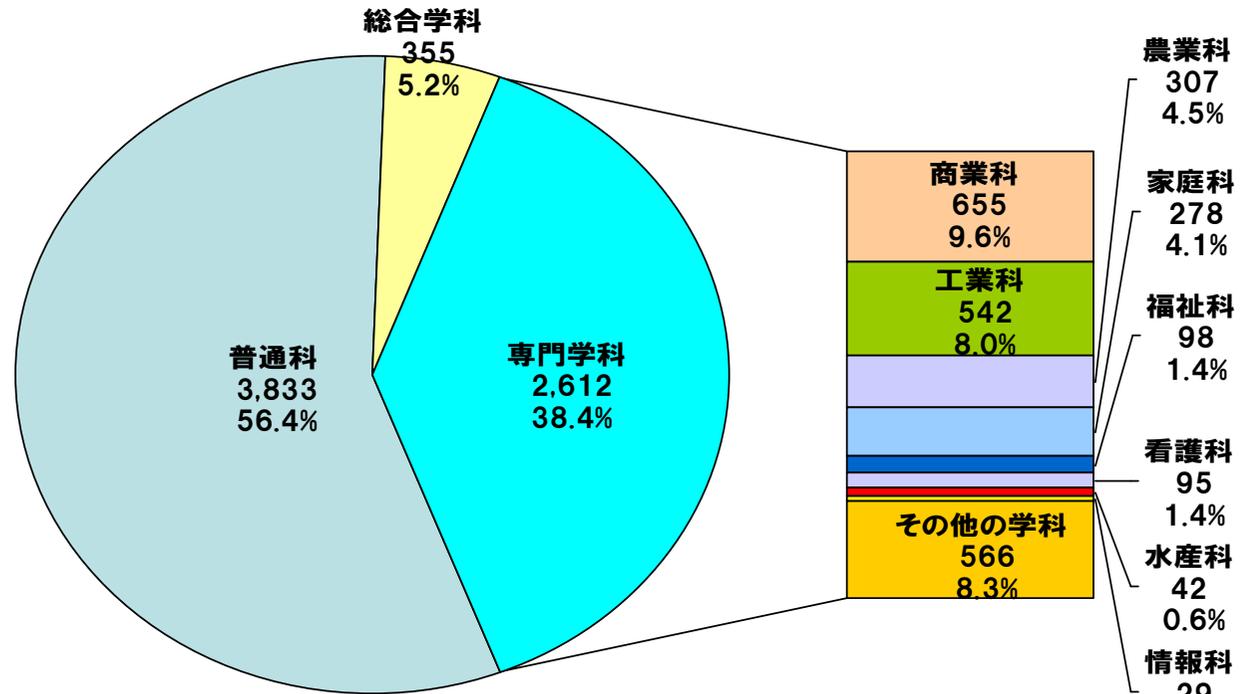
全日制 定時制 通信制 計

# 課程別・学科別学校数(平成25年度)

生徒な多様な学習ニーズに対応するため、様々な課程・学科が設けられている。



課程別学校数



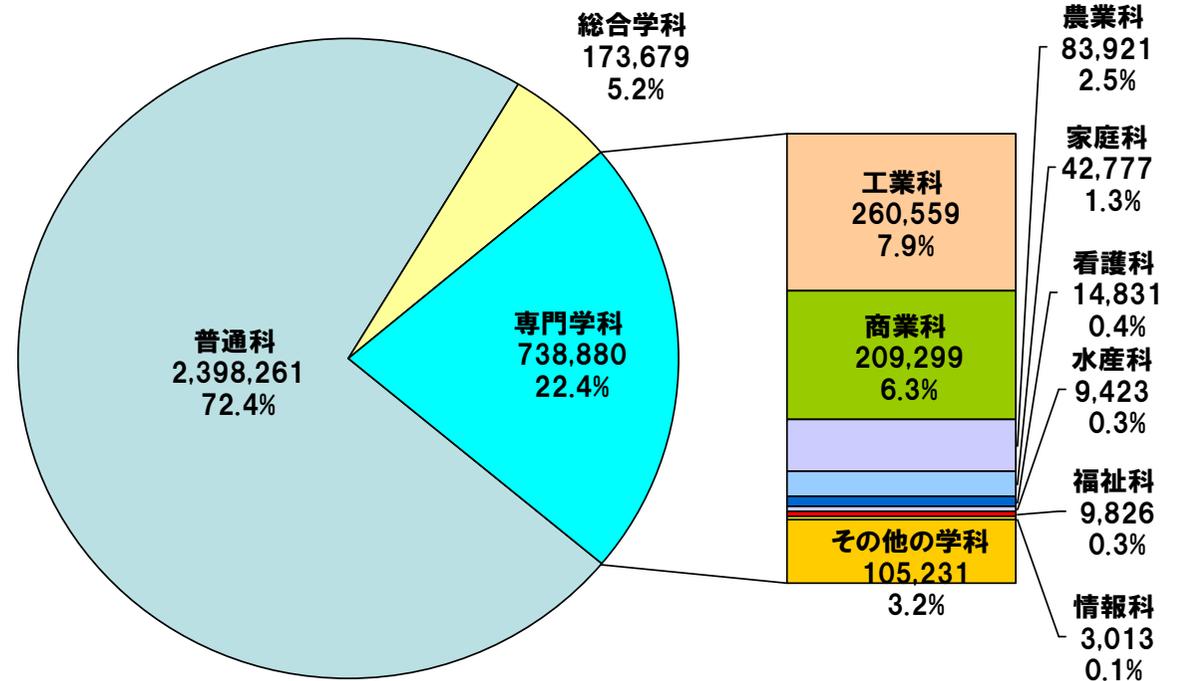
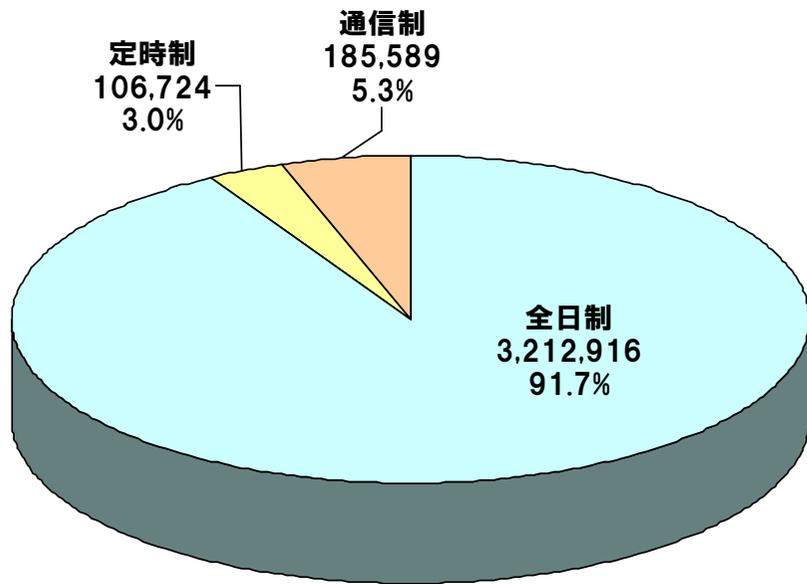
学科別学校数(全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年  
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限3年以上  
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

# 課程別・学科別生徒数(平成25年度)



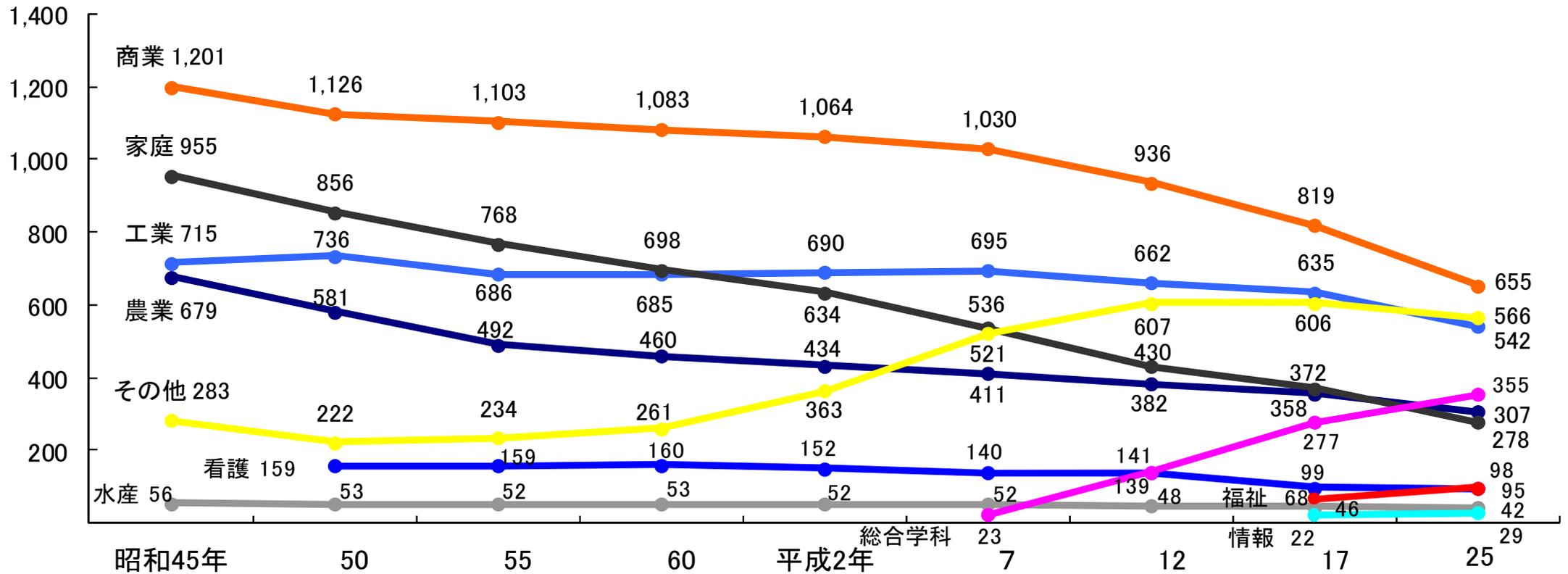
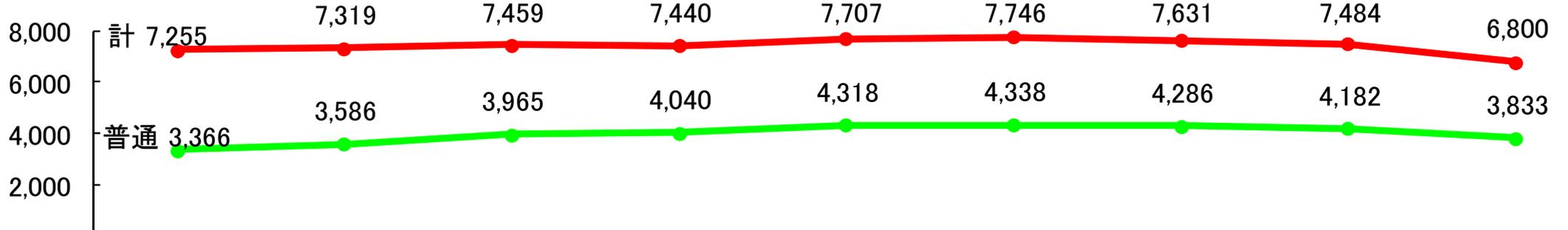
## 課程別生徒数

## 学科別生徒数 (全日制・定時制の本科)

全日制課程：通常の課程、修業年限3年  
 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、  
 修業年限3年以上  
 通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限3年以上

# 学科数（学科別）の推移

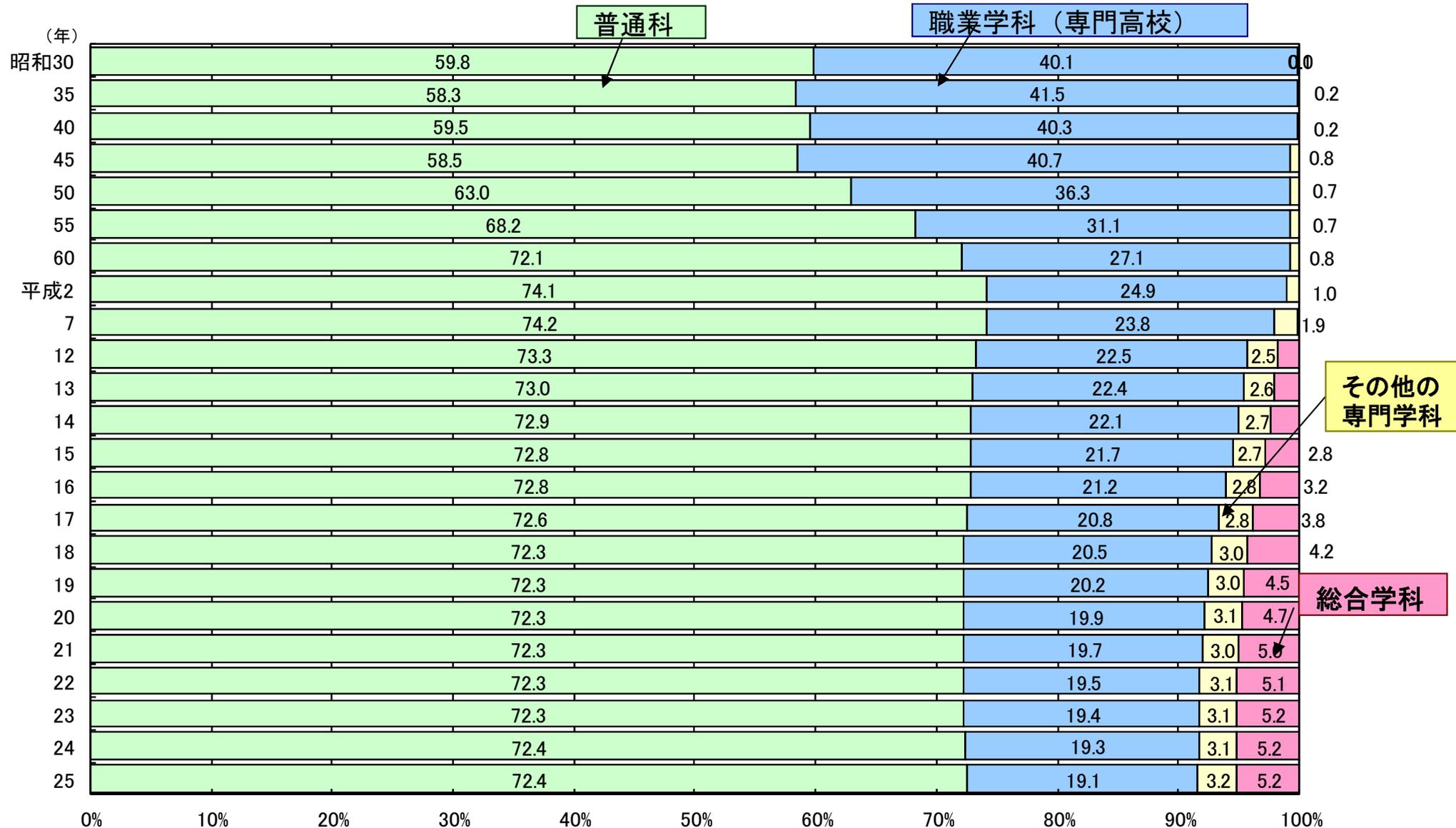
合計数に大きな変化はないが、時代の変化に応じ、専門学科を中心に各学科数が大きく変化。



※ 全日制・定時制のみ  
 ※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は1として計上。  
 ※ 「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

# 高等学校の学科別生徒数の構成割合の推移

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定（約7割）で推移

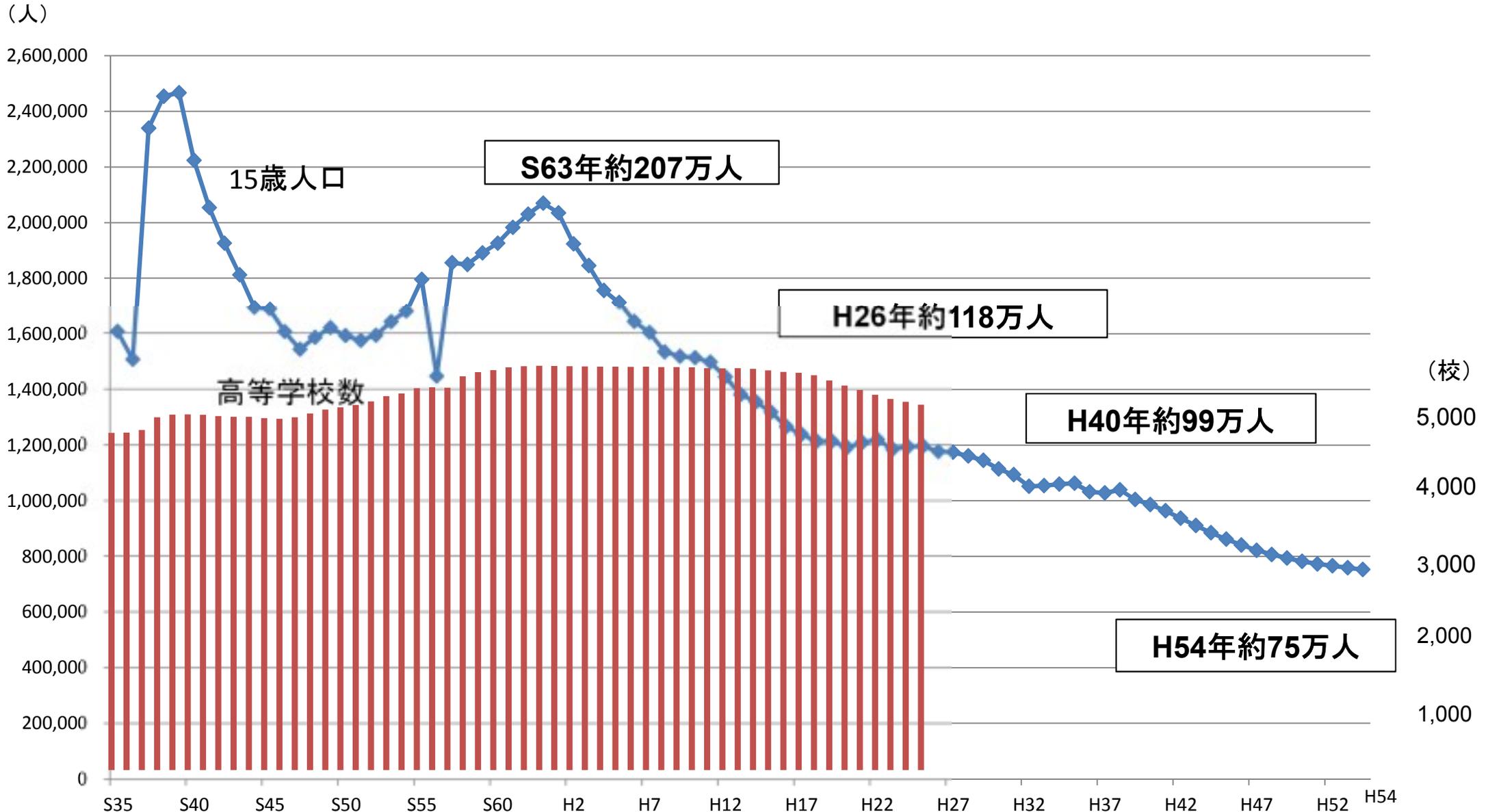


※総合学科は平成6年度より制度化。

「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

# 15歳人口の推移と高等学校数推移

高校に入学する15歳人口はこれまでも減少傾向だが、今後更なる減少が見込まれる。



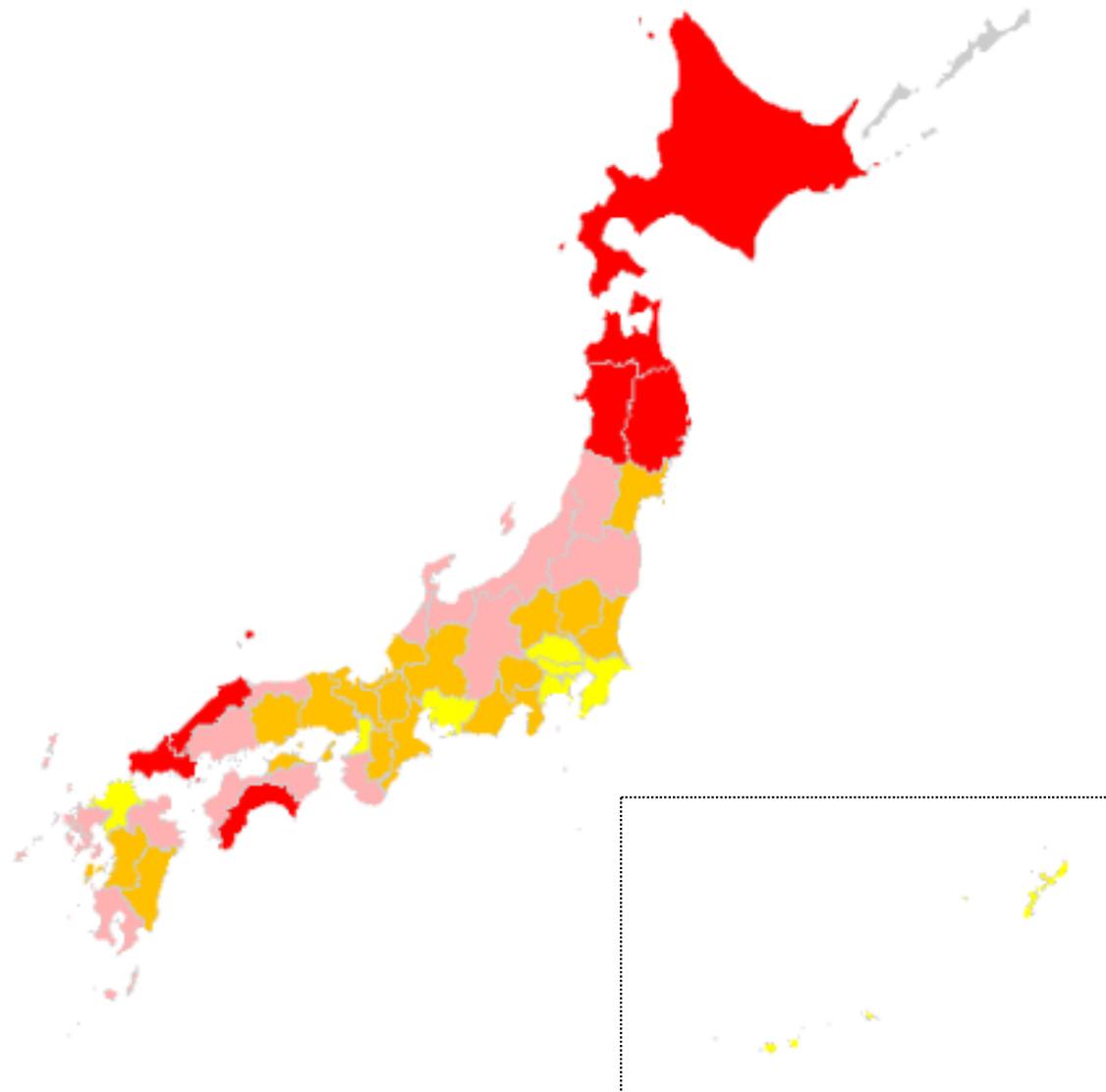
※1960～2012までは、総務省統計局年齢別人口より

※2013～2042までは、国立社会保障・人口問題研究所日本の将来推計人口出生中位（死亡中位）推計より

※文部科学省「学校基本調査」

# 中学校卒業生数の都道府県別減少割合（平成25年度／平成5年度）

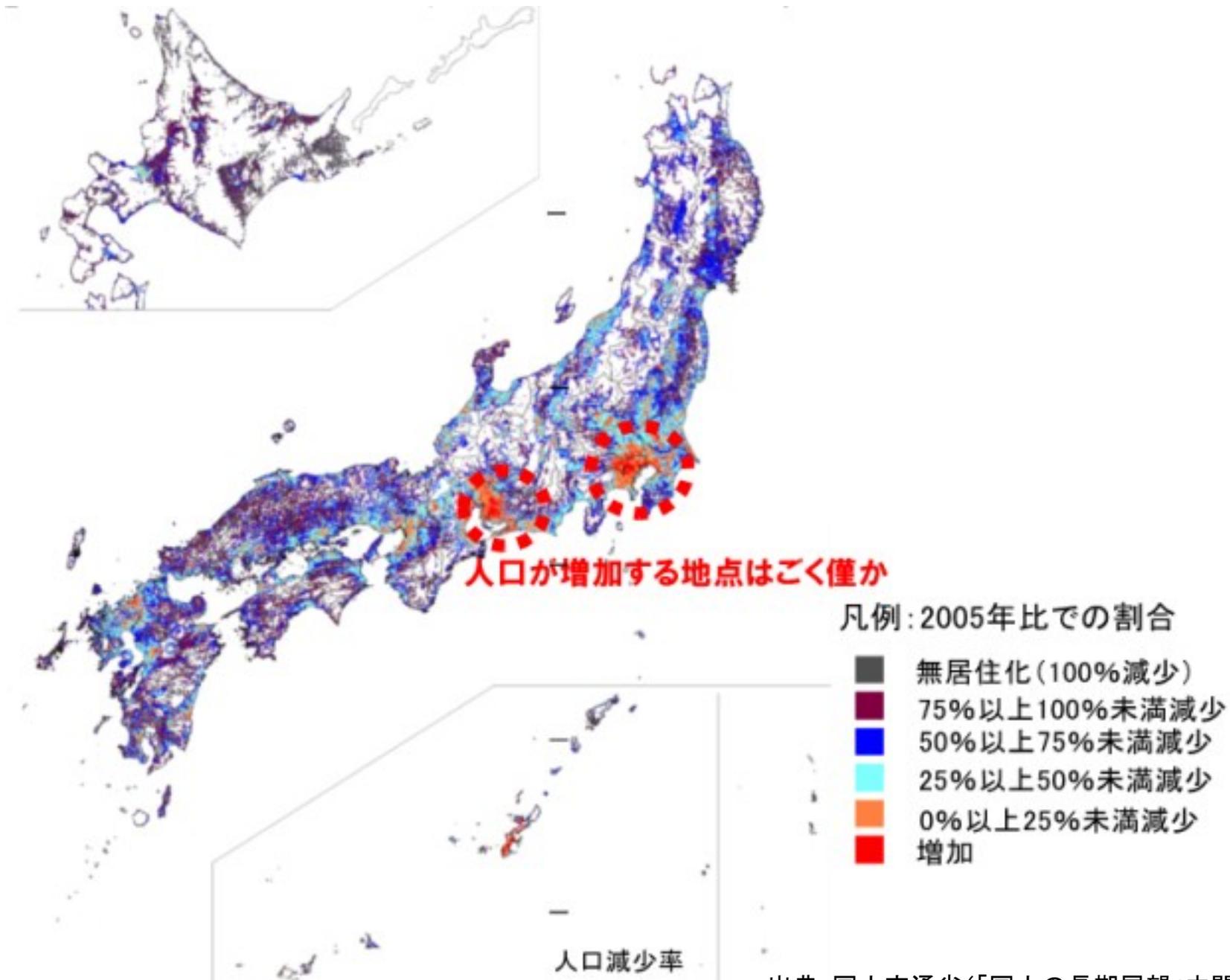
平成5年から平成25年までの中学校卒業生数の都道府県別減少割合は、大都市を抱える都道府県に比べ、地方の方が減少幅が大きい傾向がある。



平成25年度／平成5年度	
■	65%未満
■	65%～70%未満
■	70%～75%未満
■	75%以上

文部科学省「学校基本調査(平成25年度)」を元に作成

# (参考) 2005年を100とした場合の2050年の人口増減状況



# 公立高等学校 1 校あたりの生徒数・本務教員数（平成 25 年度）

都市部に比べて地方は、1 校あたりの生徒数、本務教員数ともに少ない傾向がある。

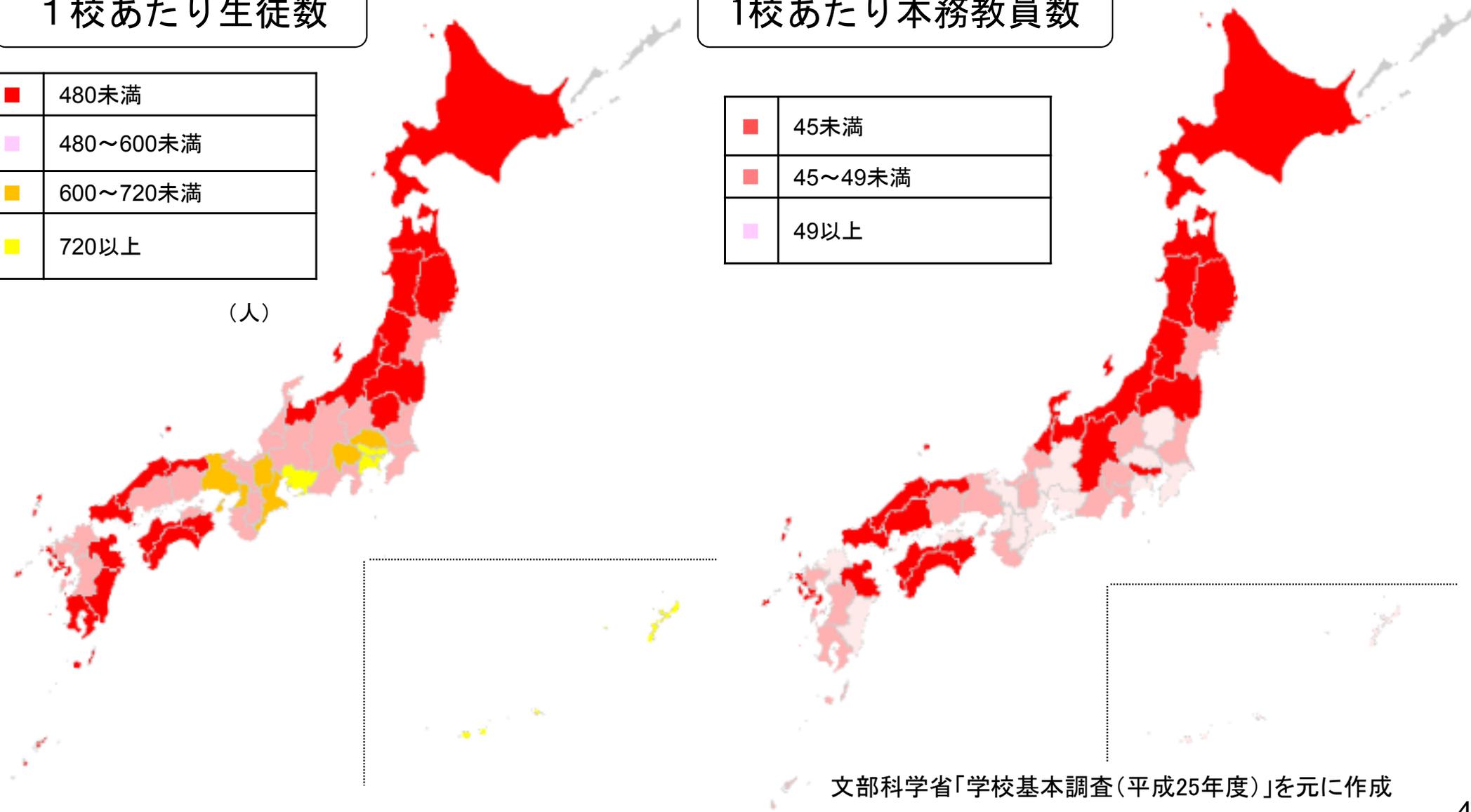
## 1 校あたり生徒数

■	480未満
■	480～600未満
■	600～720未満
■	720以上

(人)

## 1 校あたり本務教員数

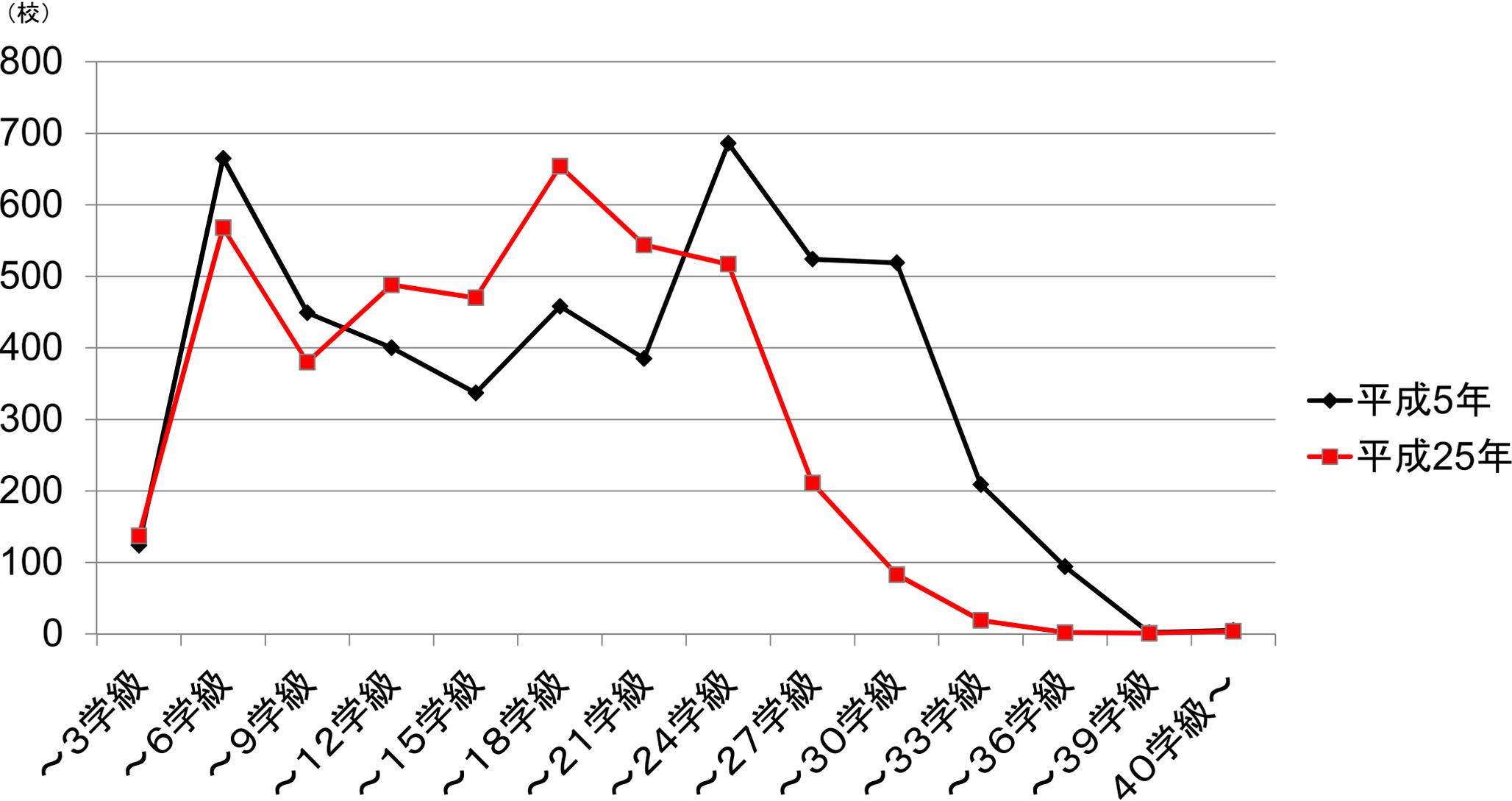
■	45未満
■	45～49未満
■	49以上



文部科学省「学校基本調査（平成25年度）」を元に作成

# 公立高等学校の学級数別学校数の変化（平成5年・平成25年）

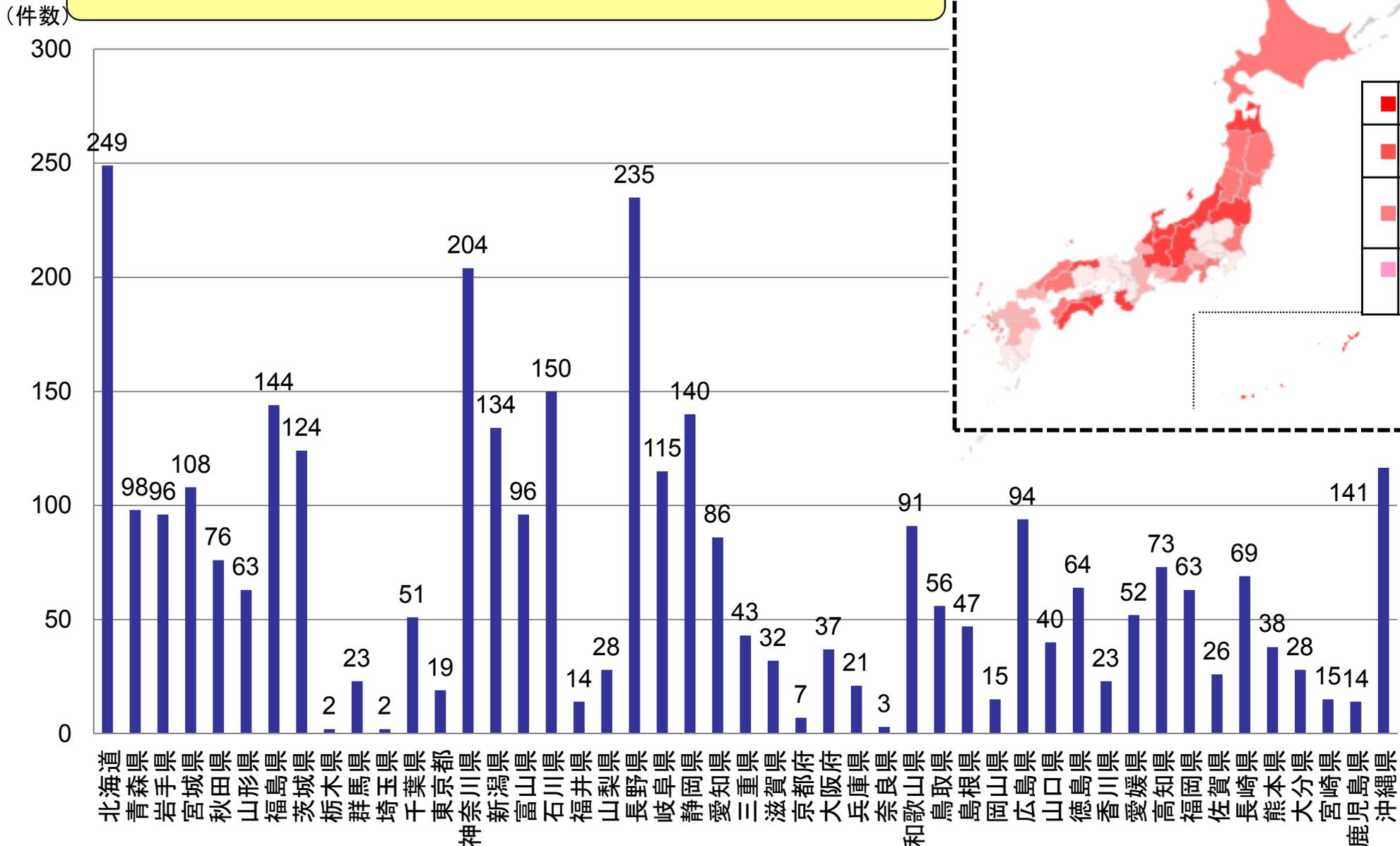
1校あたりの学級数は、小規模化の傾向がある。



# 公立高等学校における免許外教科担任の都道府県別許可件数（平成24年度）

免許外教科担任数は、都市部においては比較的少ない。

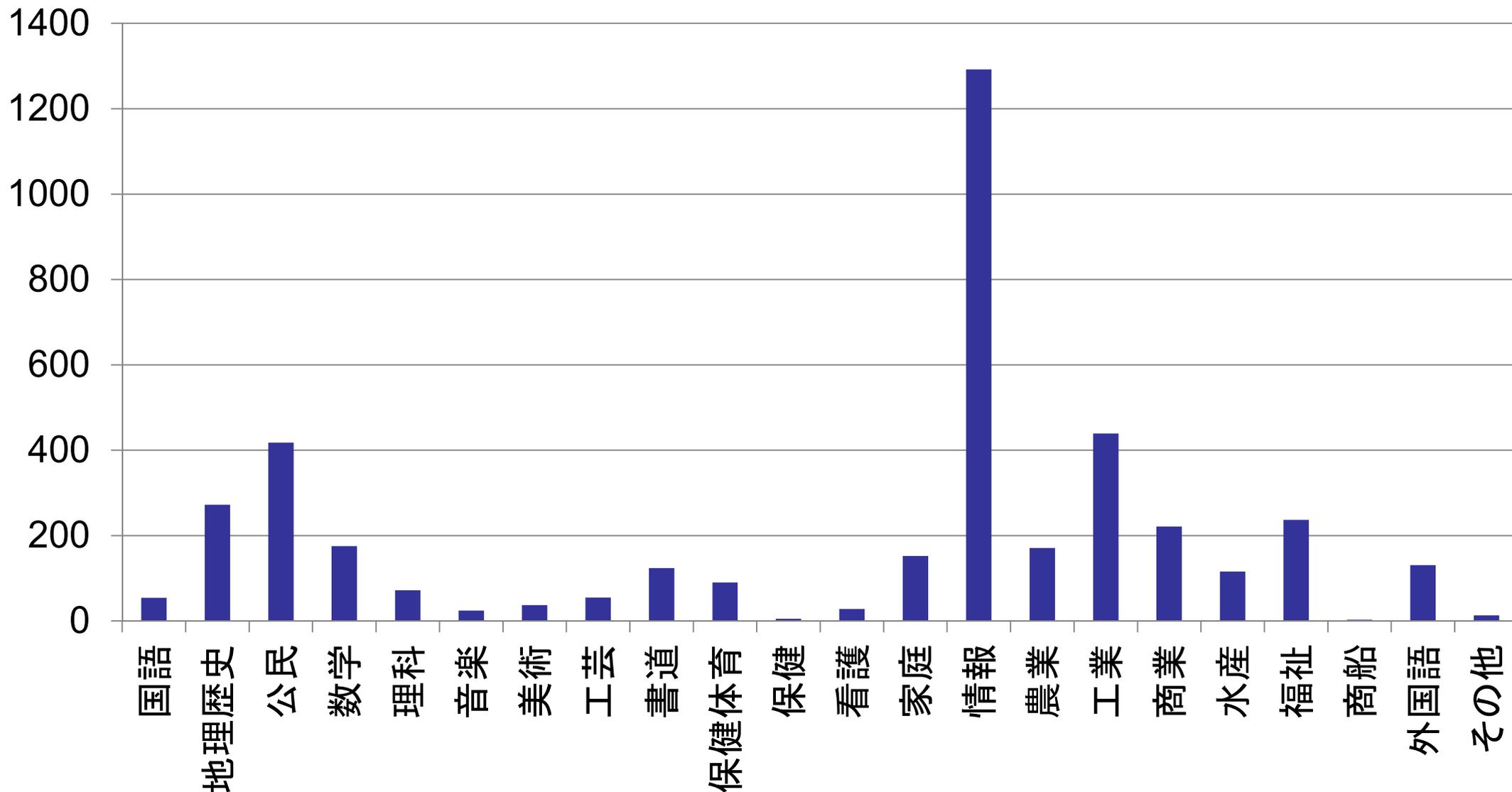
1校あたり免許外許可担任分布



# 免許外教科担任の教科別許可件数

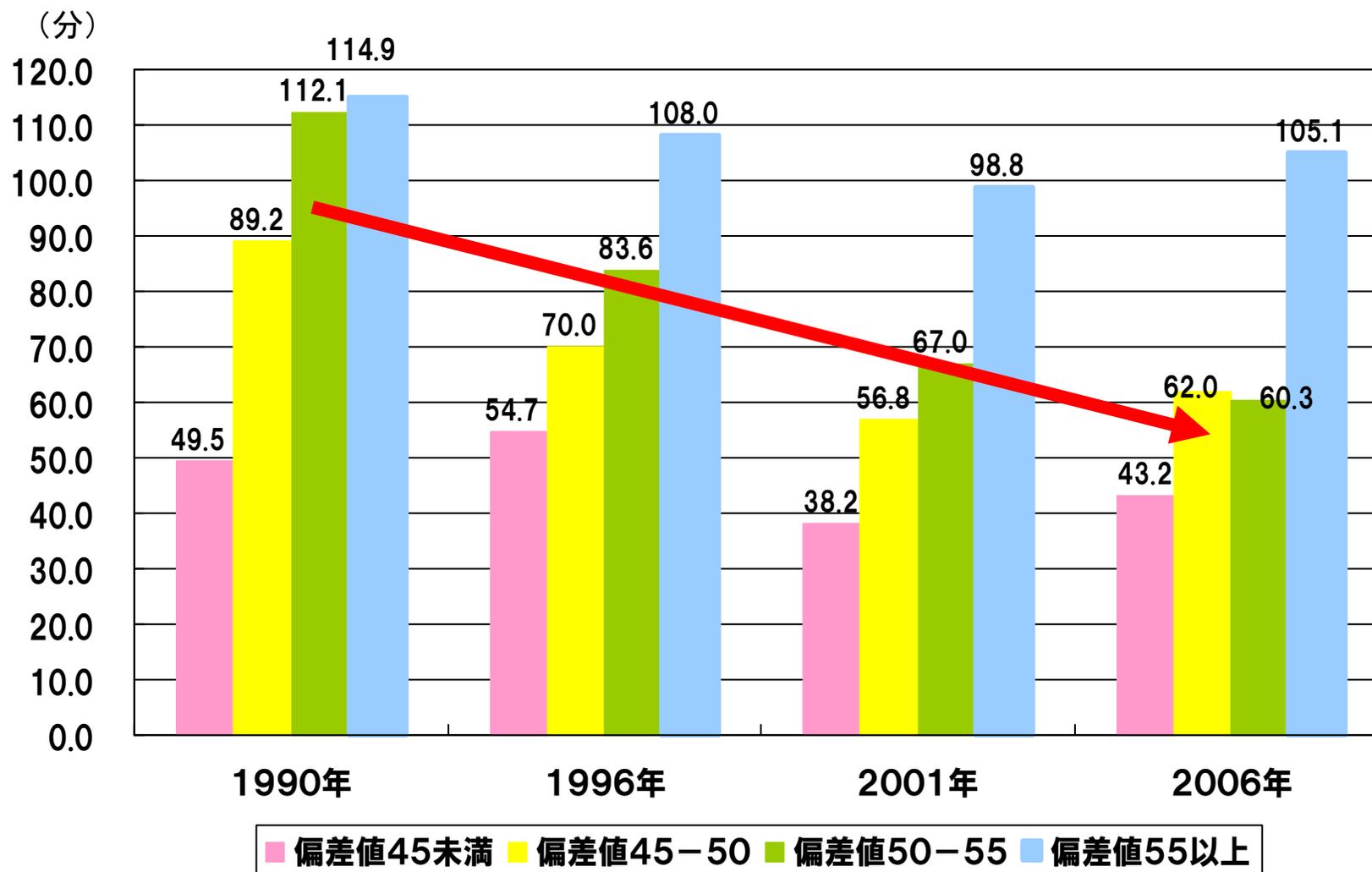
免許外教科担任許可件数は、情報、工業、公民など一部の教科に偏りがある。

(件数)



# 高校生の学力・学習意欲等の状況

学習意欲は二極化しつつあり、多様な生徒の状況に応じたきめ細やかな学習が必要。



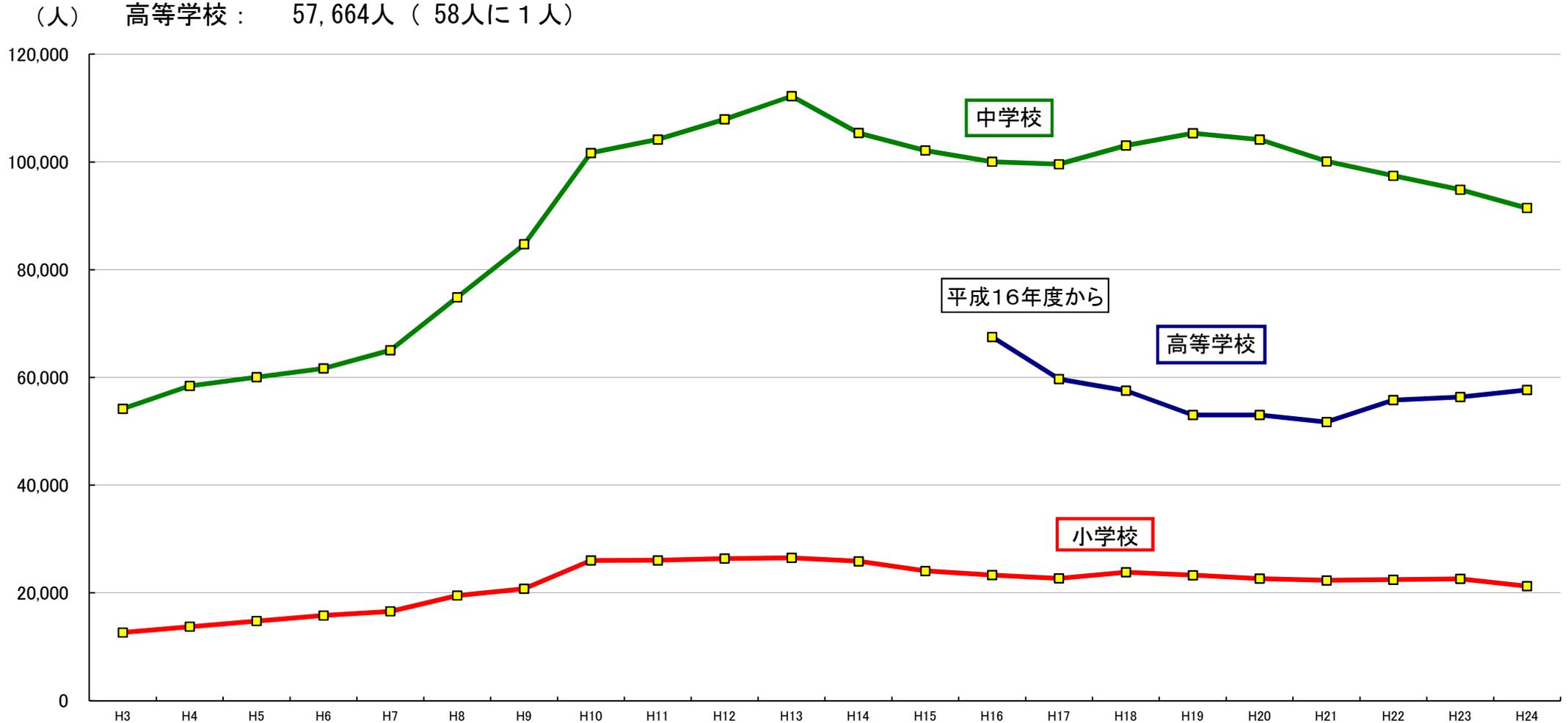
(※) 学習時間には、学習塾や予備校、家庭教師との学習時間を含む

【調査概要】 高校2年生（普通科）4464人を対象に、全国4地域（東京・東北・四国・九州地方の都市部と郡部）で実施。  
Benesse教育研究開発センター「第4回学習基本調査」

# 不登校児童生徒数の推移

高校においても、不登校児童生徒数は一定数存在する。

平成24年度：170,353人（前年度173,819人）  
 小学校：21,243人（318人に1人）  
 中学校：91,446人（39人に1人）  
 高等学校：57,664人（58人に1人）



(注1) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者」

(注2) 平成22年度調査結果には、東日本大震災の影響により回答不能であった学校等は含んでいない。

(注3) 国公立を対象。

文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果

# 高等学校における理由別長期欠席者数

理由別長期欠席者数				
不登校	経済的理由	病気	その他	計
55,657	2,281	12,792	13,235	83,965
66.01% (1.67%)	2.77% (0.07%)	15.02% (0.38%)	15.81% (0.40%)	100.00% (2.53%)

※ ( )内については、在籍者数(3,324,772人)に占める割合

(注1)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した生徒のうち不登校を理由とする者について調査。

不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由による者を除く)をいう。

(注2)在籍者数は、平成25年5月1日現在。

# 高等学校における発達障害等困難のある生徒の状況

高等学校において発達障害等困難のある生徒は一定数おり、特に定時制・通信制課程に多い。

高等学校の課程別	全日制	定時制	通信制
進学者中、発達障害等困難のある生徒の割合	1.8%	14.1%	15.7%

## 1. 調査対象

平成14年度の文部科学省全国調査※に準じた方法で、実態調査を実施した中学校における平成20年度卒業の生徒の一部について実施した（対象生徒数は約1万7千人）。

※「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」

## 2. 調査時期

平成21年3月27日時点

## 3. 実施方法

平成14年度に文部科学省で実施した全国調査に準じた方法で、平成18年度以降に実態調査を実施した中学校の3年生の一部を対象として、各中学校において発達障害等困難のある生徒の卒業後の進路を分析・推計する。

実施に当たっては、学級担任や特別支援教育コーディネーター等複数の教員により判断するものとする。よって本分析結果は、医師の診断による発達障害のある生徒の割合を示したものではない。

## 4. 集計結果

調査対象の中学校3年生のうち、発達障害等困難のある生徒の割合は、約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしている。これらの高等学校に進学する発達障害等困難のある生徒の、高等学校進学者全体に対する割合は、約2.2%であった。

# 特別支援学校中学部・中学校特別支援学級卒業者の状況－国・公・私立計－（平成24年3月卒業生）

病弱の生徒については、特に高等学校へ進学する割合が高い。

区分	卒業者 A 人	進学者			
		高校等 (割合) 人	高等部 人	計 人	B/A %
視覚障害	166	4 (2.4%)	162	166	100.0
聴覚障害	451	39 (8.6%)	411	450	99.8
知的障害	6,688	8 (0.1%)	6,586	6,594	98.6
肢体不自由	1,565	18 (1.2%)	1,524	1,542	98.5
病弱	410	168 (41.0%)	211	379	92.4
計	9,280	237 (2.6%)	8,894	9,131	98.4
中学校特別支援学級	15,717	4,272 (27.2%)	10,446	14,718	93.6

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの (学校教育法施行規則第22条の3)

※①高校等：高等学校及び中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校

②高等部……特別支援学校高等部本科・別科

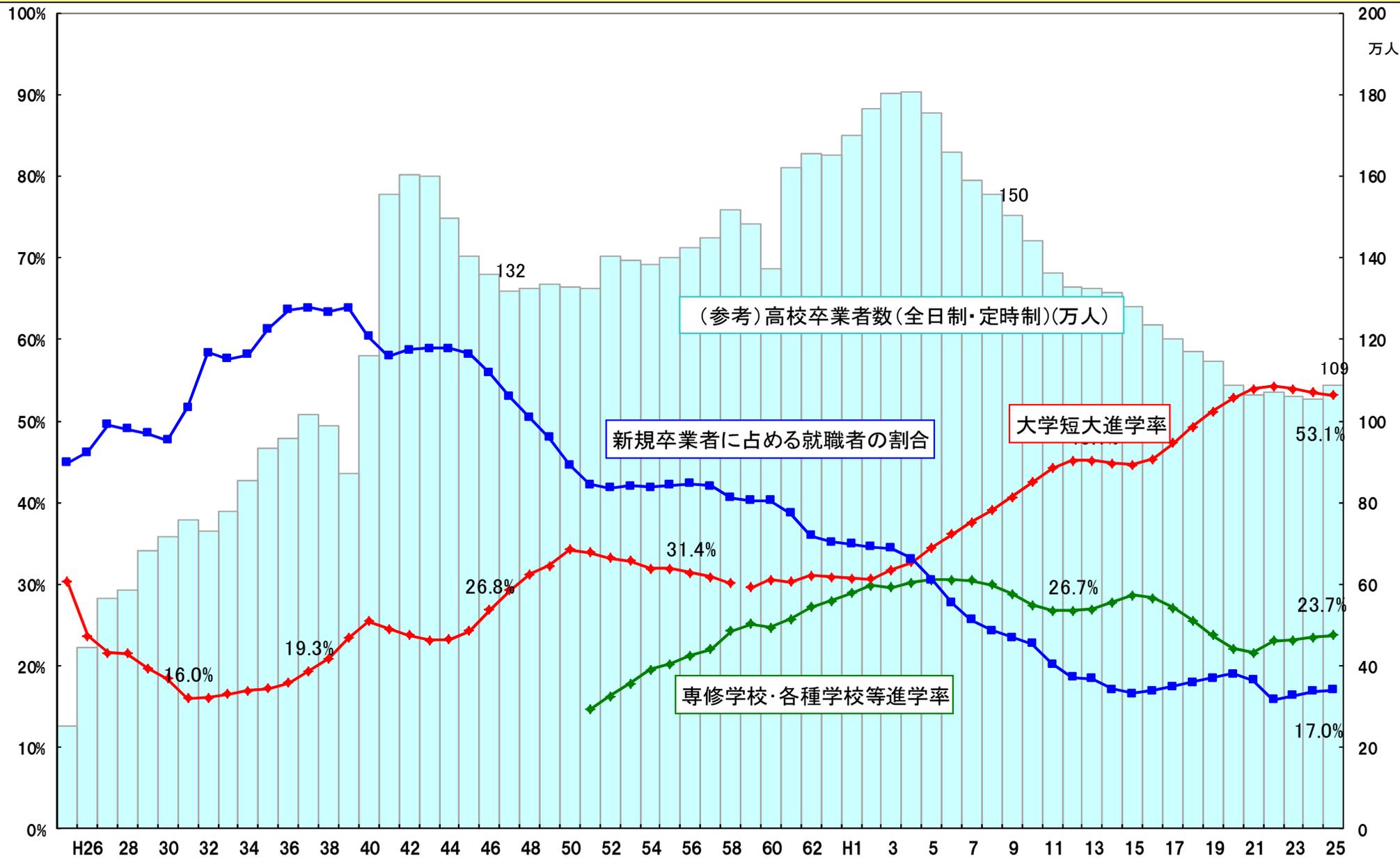
③職業能力開発……職業能力開発校、障害者職業能力開発校等

④社会福祉施設等入所・通所者……児童福祉施設、障害支援施設等、更正施設、授産施設、医療機関

学校基本調査（平成25年度）

# 高等学校卒業生の進路の推移

現在、約半数が大学進学以外の進路を選択している。



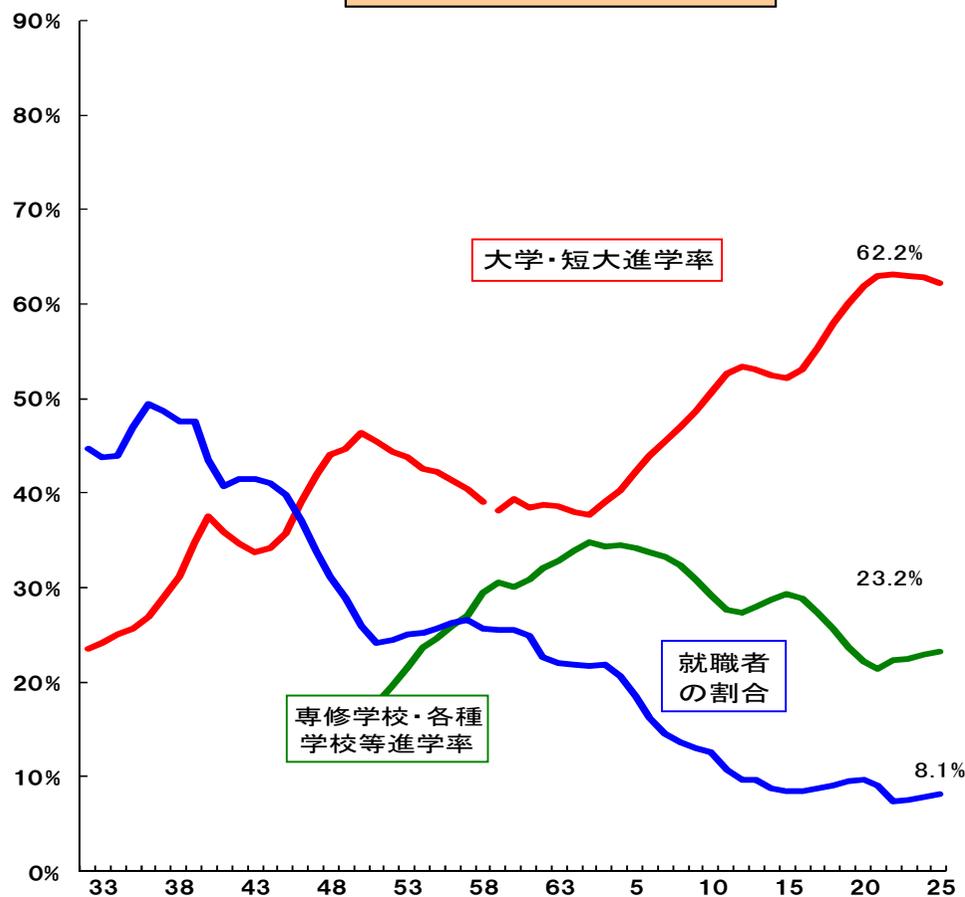
「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

文部科学省「学校基本調査（平成25年度）」

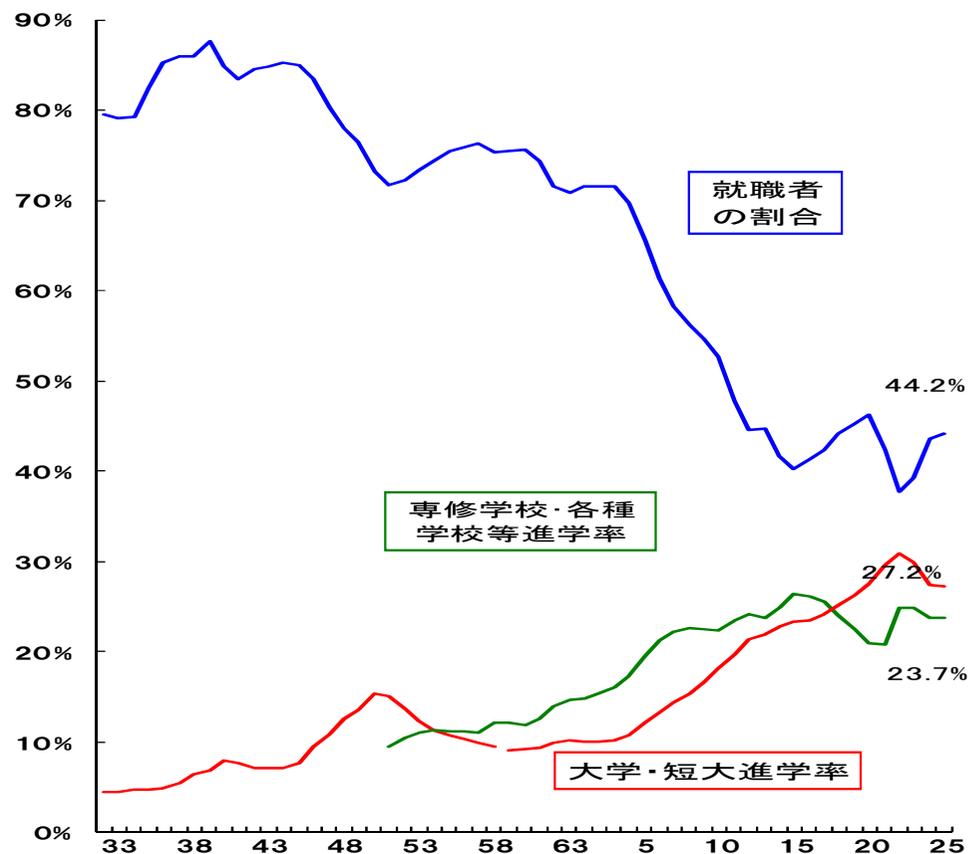
# 高等学校卒業生の進路の推移（普通科・専門学科別）

学科によって、高校卒業生の進路には違いがあり、多様な学習ニーズがある。

## 普通科



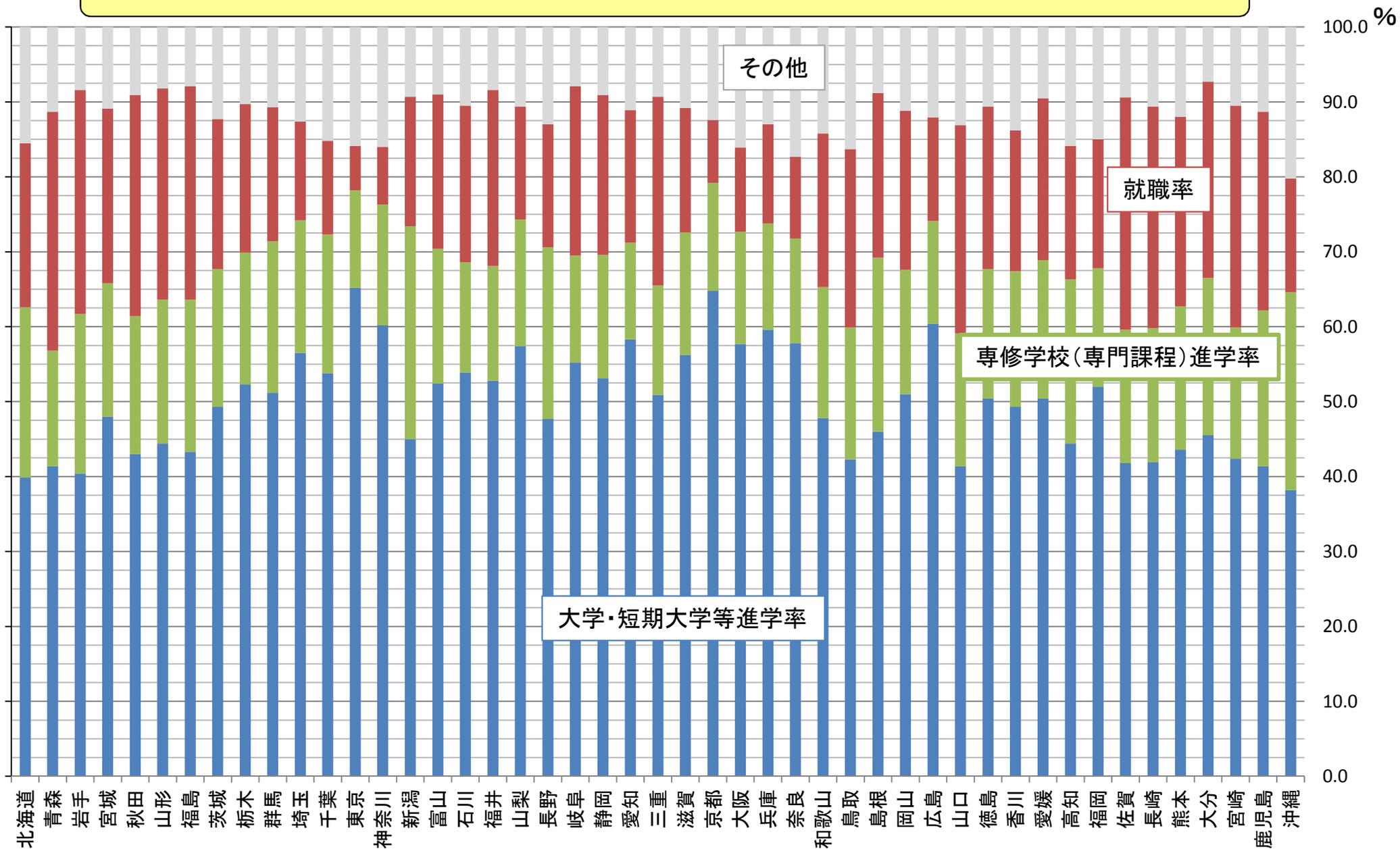
## 専門学科



大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

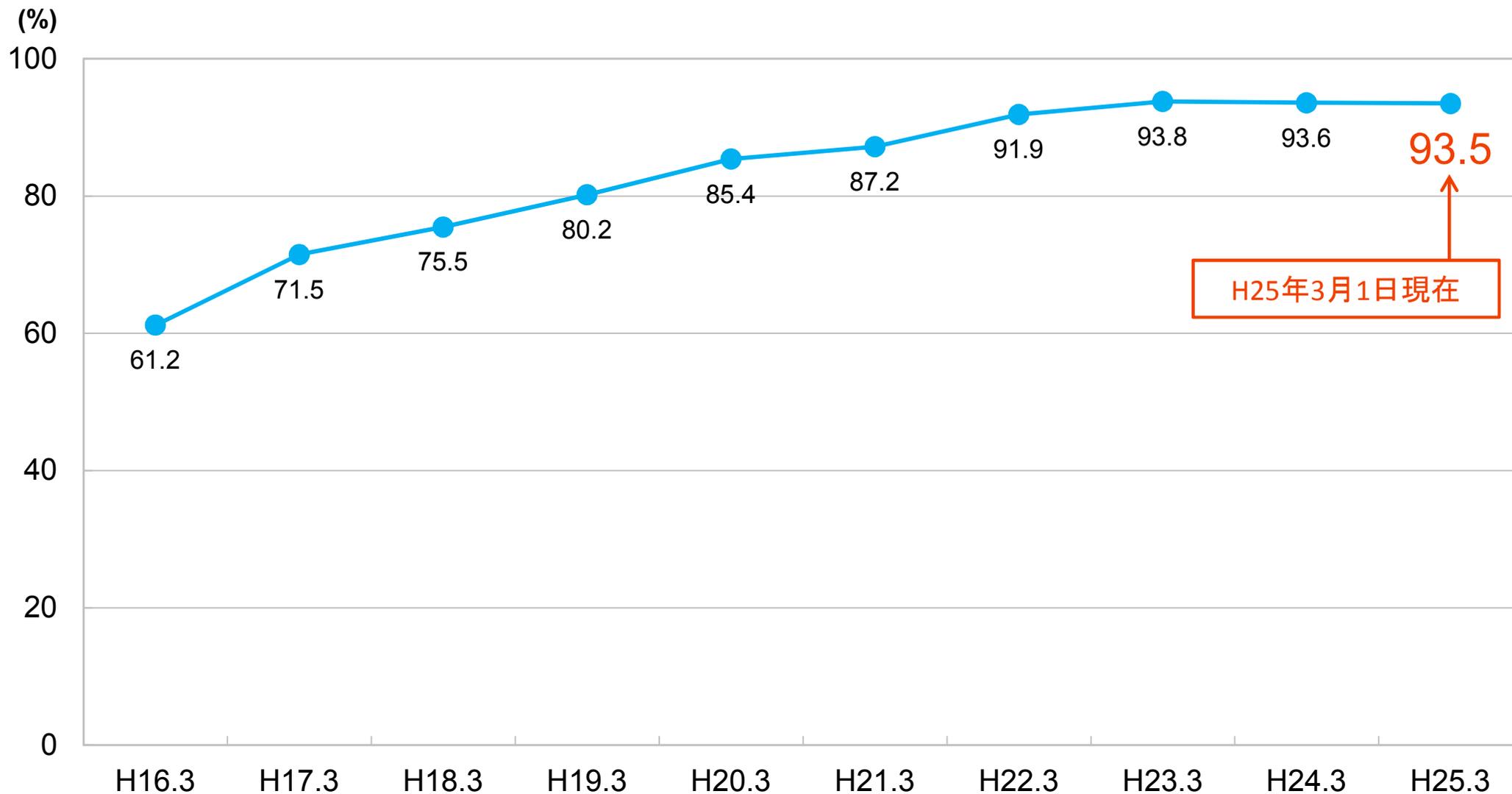
# 高校卒業後の進路（都道府県別）

都市部において、大学・短大進学率が高い傾向がある。



# 高等学校における普通教室の校内LAN整備率の推移

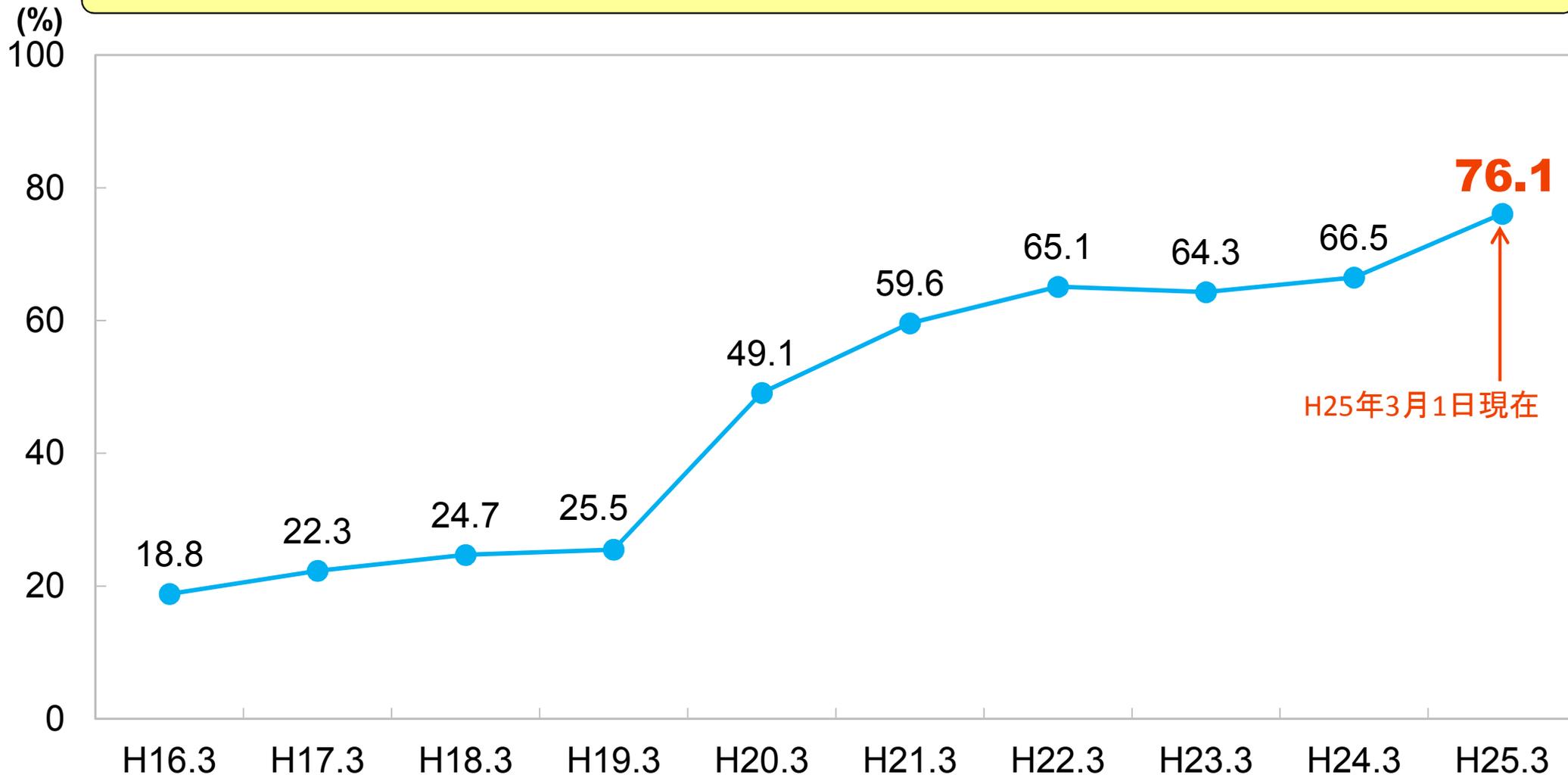
校内LANの整備率は9割を超えている。



出典: 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成15年度~24年度)

# 高等学校における超高速インターネット接続率

超高速インターネットの接続率は増加傾向にあり、現在は7割を超えている。



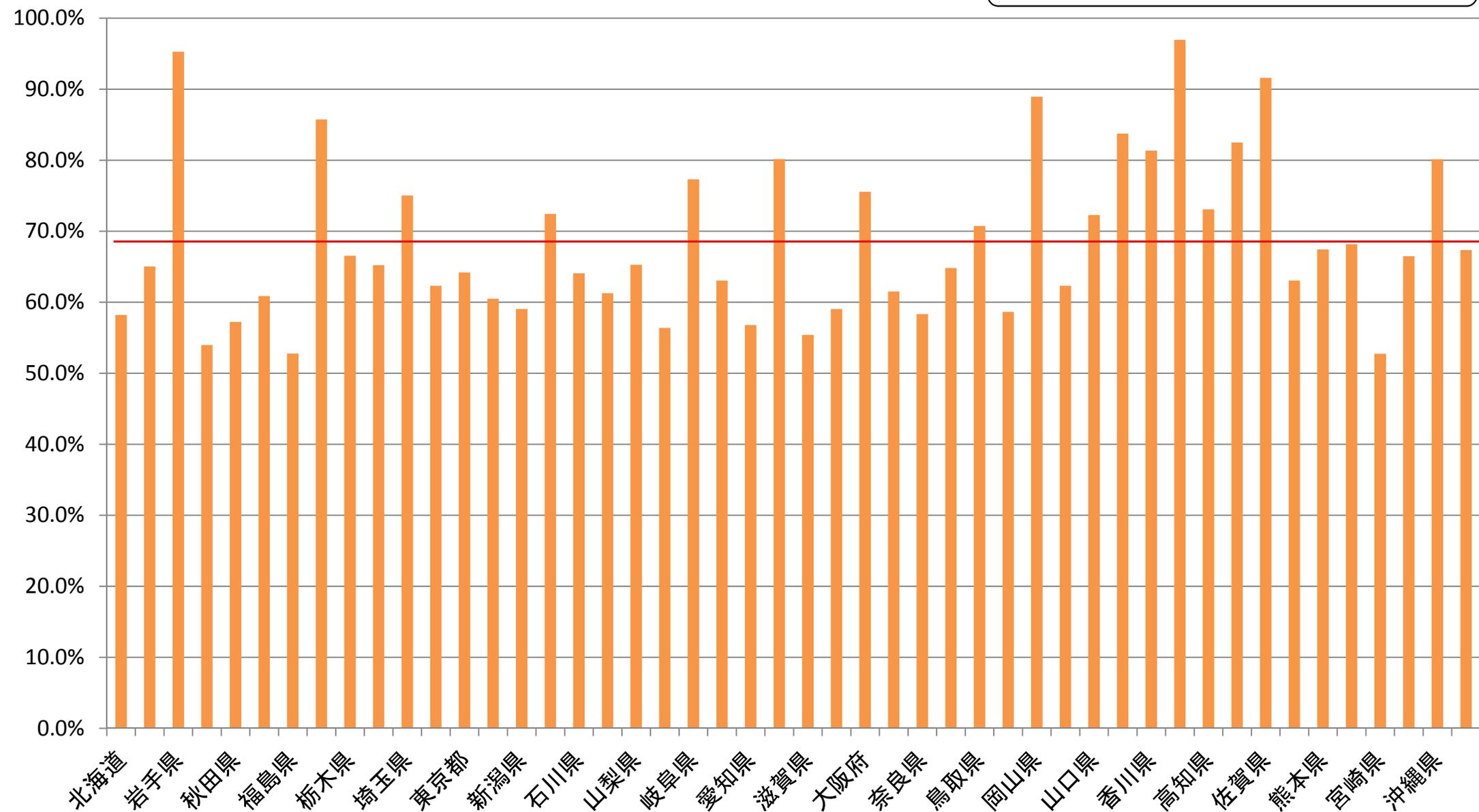
※超高速インターネット……接続回線速度 30Mbps 以上

※超高速インターネット接続率……超高速インターネット接続学校数 / インターネット接続学校数

出典: 学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成15年度~24年度)

# 高等学校において教員の授業中にICTを活用して指導する能力

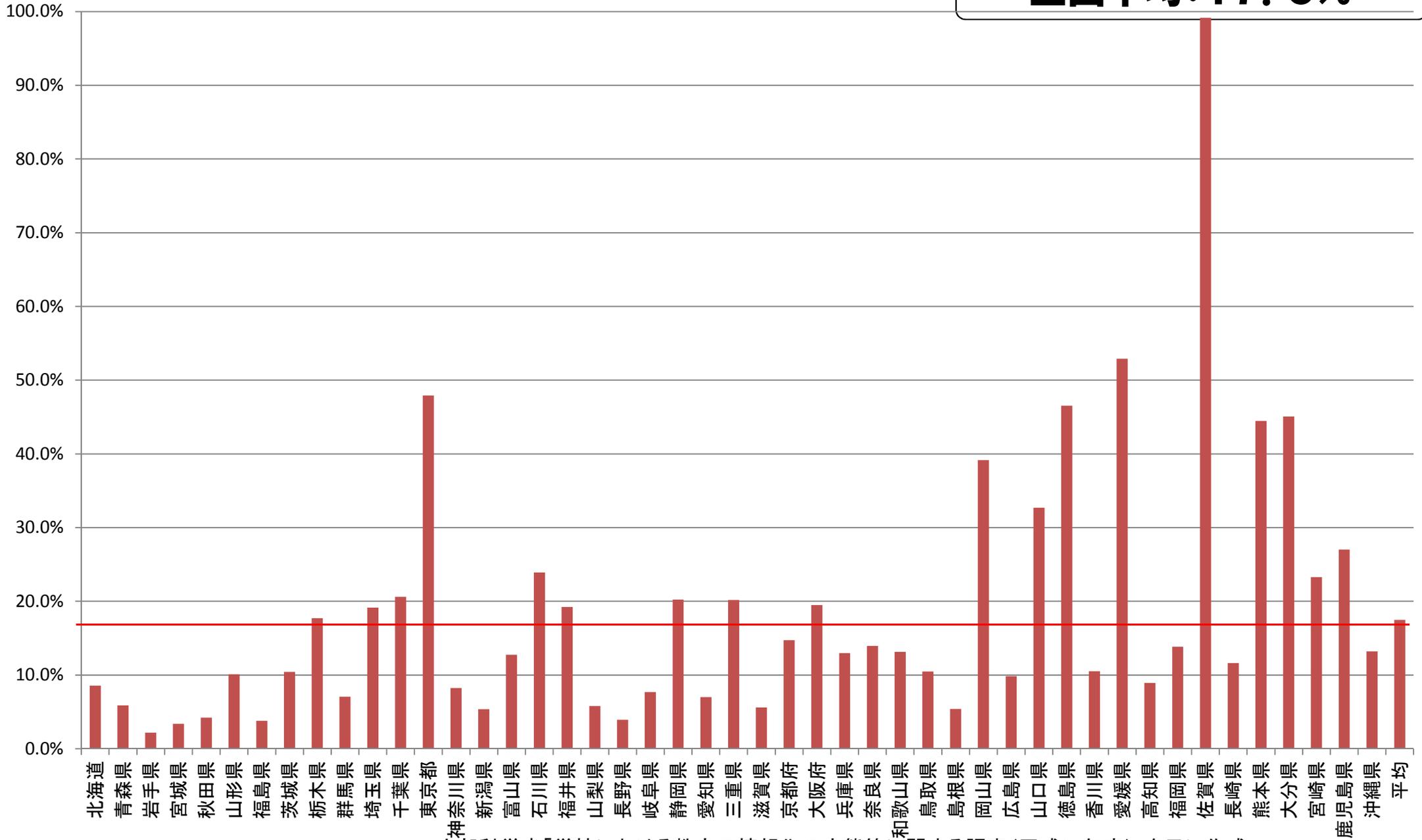
全国平均:67.3%



文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(平成24年度)」を元に作成

# 高等学校におけるICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合（平成24年度）

**全国平均: 17.5%**



文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査（平成24年度）」を元に作成

# 高等学校におけるICT機器整備状況

## 教育用PC（平均5.1人/台）

	都道府県	市	合計
3.6人以下/台	2	39	41(29.7%)
3.6～5.1人/台	22	22	44(31.9%)
5.1人超/台	23	30	53(38.4%)

## 電子黒板（平均0.10台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.10台以上/普通教室	7	14	21(15.2%)
0.10台未満/普通教室	40	74	114(82.6%)

## 実物投影機（平均0.12台/普通教室）

	都道府県	市	合計
1台以上/普通教室	0	3	3(2.2%)
1～0.12台以上/普通教室	17	43	60(43.5%)
0.12台未満/普通教室	30	45	75(54.3%)

# 教育用コンピュータ、電子黒板機等の整備の推進及びICT支援員の配置等の充実

【平成26年度地方財政措置額：1,678億円】

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)の地方財政措置を講じる。

## 第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人、電子黒板・実物投影機を各普通教室に1台配備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用PC教員1人1台、教育用ソフトやICT支援員等を配置。

## 教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(H26～29年度)の所要額イメージ

- ・教育用コンピュータ・・・不足台数約146万台の新規導入及び既存分約191万台に係るリース費用
- ・学習用ソフトウェアの整備・・・教育用コンピュータ新規導入・更新に伴うもの
- ・電子黒板・・・不足台数約40万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・実物投影機・・・不足台数約33万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ・無線LANの整備・・・未整備約38万教室に係る費用
- ・教員の校務用コンピュータ・・・約95万台のリース費用
- ・その他・・・インターネット接続費用、ICT支援員の配置費用 等

### <従来の考え方>

平成25年度地方財政措置  
1,673億円

#### ハード

- (レンタル含む)
- ・教育用コンピュータ
  - ・電子黒板
  - ・実物投影機
  - ・無線LAN整備 等

#### ソフト

- ・デジタル教材
- ・校務支援システム
- ・ウイルス対策ソフト 等

#### ヒューマン

- ・教員のICT活用指導力の研修
- ・ICT支援員の配置 等

### <新たな考え方>

平成26年度地方財政措置  
1,678億円

#### 教育のIT化に向けた環境整備

- (レンタル含む)
- ・教育用コンピュータ
  - ・電子黒板
  - ・実物投影機
  - ・無線LAN整備
  - ・インターネット接続費用
  - ・教員の校務用コンピュータ 等

#### 学習用ソフトウェア

- ・教育用コンピュータに搭載する学習用ソフトウェアの整備 等

#### ICT支援員

- ・ICT支援員の配置 等  
(情報処理技術者委嘱を含む)

※ ウィンドウズX P搭載パソコンの更新などのセキュリティ対策を含め、平成26年度も地方財政措置の一層の活用が求められています。

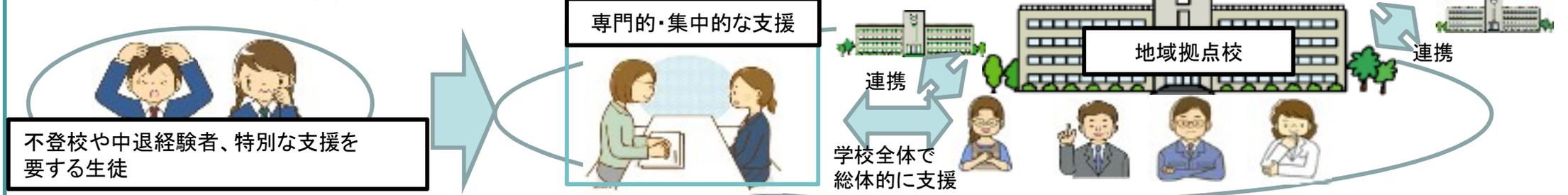
※ ICT支援員の人数…平成24年度 2,240人(文部科学省調べ)(小中も含んだ実績ベース)

# 多様な学習を支援する高等学校の推進事業経費

(平成27年度概算要求額:1.5億円)(新規)

◆目的 教育再生実行会議第四次提言(平成25年10月)、中央教育審議会高等学校教育部会審議まとめ(平成26年6月)、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱(平成25年8月末閣議決定予定)を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズに応じ確かな学力や学習意欲の向上等を生徒に身に付けさせるなど、高校教育の質の確保・向上に向けた一層の取組を推進。

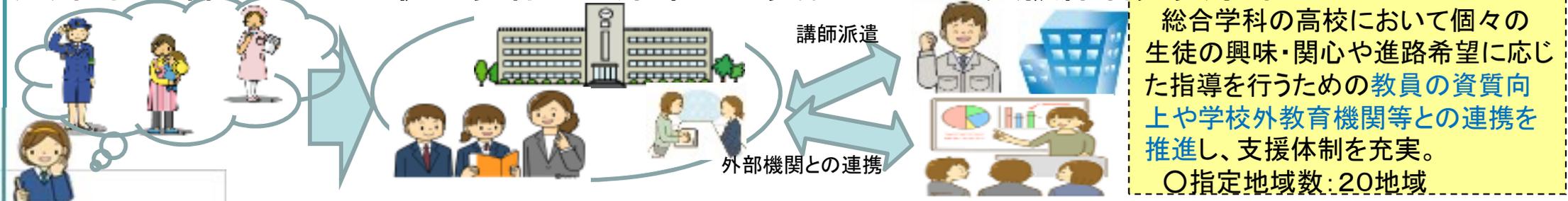
## (1) 定時制・通信制課程における支援・相談体制構築事業(65百万円)



定時制・通信制課程の高等学校において、きめ細やかなケアを必要とする生徒一人一人に対する、専門的かつ集中的な支援を行う専門人材を常駐させ、教職員間の連携を図るなど学校全体における総体的な取組を推進し、その教育的効果について調査研究を実施。また当該学校が地域の拠点校として地域全体における定時制・通信制の一層の振興を推進。

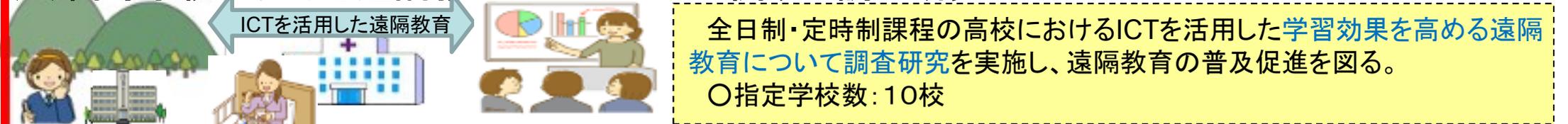
○指定学校数:8校

## (2) 総合学科における生徒の多様な進路希望の実現に向けた支援体制充実事業(22百万円)



○指定地域数:20地域

## (3) 高等学校における遠隔教育の普及推進に関する調査研究(63百万円)



○指定学校数:10校

## 4. その他の取組

# ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について①

## ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について

平成26年4月10日  
生涯学習政策局長決定

### 1. 趣旨

学びのイノベーション事業の成果を踏まえ、今後の教育の情報化の推進に向けて、有識者による多様な観点から意見交換等を行うため、「ICTを活用した教育の推進に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

### 2. 懇談事項

- (1) 今後の教育におけるICTを活用した教育手法について
- (2) 教員のICT活用指導力の向上方策について
- (3) 学校におけるICT環境整備の進め方について
- (4) その他

### 3. 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、上記2について意見交換等を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の有識者等にも協力を求めることができる。
- (3) 必要に応じて、懇談会の下にワーキンググループを置くことができる。

### 4. 実施期間

平成26年4月10日から平成27年3月31日までとする。

### 5. その他

懇談会の庶務は、関係局課の協力を得て、生涯学習政策局情報教育課において行う。

## ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について②

### ICTを活用した教育の推進に関する懇談会委員

新井 健一	(株)ベネッセコーポレーション ベネッセ教育総合研究所理事長
市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
五十嵐 俊子	東京都日野市立平山小学校長
石戸 奈々子	NPO法人CANVAS理事長
大川 恵子	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
陰山 英男	立命館大学教育開発推進機構教授
國領 二郎	慶應義塾常任理事
清水 康敬	東京工業大学監事・名誉教授
高岡 信也	独立行政法人教員研修センター理事長
東原 義訓	信州大学学術研究院教育学系教授
福田 孝義	佐賀県教育委員会副教育長
堀田 龍也	東北大学大学院情報科学研究科教授
三宅 なほみ	東京大学大学総合教育研究センター教授

(五十音順・敬称略)

# ICTを活用した教育の推進に関する懇談会について③

＜ICTを活用した教育の推進に関する懇談会で扱う主な論点(案)＞

## ●ICTを活用した教育方法の導入・促進

○ 学びのイノベーション事業で開発された指導方法や、各地で行われている 各教科等におけるICTを活用した指導方法をどのように展開させるか

○ 従来の教育手法とICTを活用した教育手法をどのように組合せるのが望ましいか

- ・黒板と電子黒板など、従来の教材・教具とICT機器をどのように使い分けるか
- ・体験学習等とICTを活用した教育とをどのように組み合わせるか

○ ICTを活用した新たな教育方法としてどのような方法が考えられるか

- ・いわゆる遠隔教育や反転授業など、ICTの特長を生かした教育方法としてどのような方法が考えられるか
- ・上記のICTの活用方法は、どのような状況や場面で導入すると効果的か

## ● 教員のICT活用指導力の向上

○ 各教科等の指導における教員のICT活用指導力をどのように高めていくか

○ 各地域における教員のICT活用指導力を組織的にどのように高めていくか

○ ICTの発達に伴い、求められる教員のICT活用指導力をどのように評価するか

## ● ICT教育環境の整備の推進

○ 自治体における教育ICT環境整備を促進するために、どのような取組が考えられるか

- ・環境整備を円滑に進める上で、国・地方公共団体・民間等がそれぞれ果たすべき役割は何か

# 学びのイノベーション事業 実証研究報告書 (概要)

文部科学省では、総務省と連携し、1人1台の情報端末、電子黒板、無線LAN等が整備された環境の下で、ICTを効果的に活用して、子供たちが主体的に学習する「新たな学び」を創造するための実証研究を行い、その成果や課題について、以下の内容を「実証研究報告書」としてとりまとめた。

- 小学校、中学校における取組
- 特別支援学校における取組
- ICTを活用した指導方法の開発
- 学習者用デジタル教科書・教材の開発
- ICTを活用した教育の効果
- ICT活用の留意事項
- 今後の推進方策

「学びのイノベーション事業」(平成23年度～25年度)

研究事項: ICTを活用した教育の効果・影響の検証、指導方法の開発、デジタル教科書・教材の開発

実証校: 20校(小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校)

## 1 小学校、中学校における取組

〈小・中学校の実証校における取り組みを掲載〉

### ○ 各教科等におけるICTの活用例及びその効果

- ・ 画像や動画を活用した分かりやすい授業により、興味・関心を高め学習意欲が向上
- ・ 児童生徒の学習の習熟度に応じたデジタル教材を活用し、知識・理解の定着
- ・ 電子黒板等を用いて発表・話し合いを行うことにより、思考力や表現力が向上  
など

### ○ ICT活用の留意点

- ・ デジタル教科書・教材等を提示するだけでなく、観察・実験等の体験的な学習が必要
- ・ ICTを活用して発音や対話の方法を学習するだけでなく、対面でのコミュニケーション活動を合わせて行うことが必要  
など

### ○ 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 教員間のICT活用事例や教材等の情報共有、授業研究会の実施
- ・ 外部講師を招いた研修、ICT支援員との連携 など



自分の考えの発表・話し合い



画像や動画による観察の記録



教材作成や指導方法の研修

## 2 特別支援学校における取組

### ○ 特別支援教育におけるICT活用の意義

- ・ 障害の状態や特性等に応じたICTの活用は、各教科や自立活動等の指導において、その効果を高めることができる点で極めて有用。

### ○ 特別支援学校における取組

- ・ 重度の障害のある児童生徒の感覚機能、運動機能の向上
- ・ 自立支援や基礎的な学力向上に向けた自作教材の開発・活用
- ・ 本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習の実現
- ・ 入院前の前籍校との交流による不安の解消など復帰への支援 など

### ○ 教員のICT活用指導力の向上

- ・ 一人一人に応じたコンテンツやデジタル教材の自作と共有
- ・ 企業や有識者を招いた研修、ICT支援員との連携 など

### 例

＜重度の障害のある児童生徒の  
感覚機能、運動機能の向上＞  
(富山県立ふるさと支援学校)



タブレットPCに軽く触れるだけでギターを演奏できる自作ソフトを活用した活動を行う。

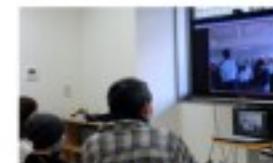
顔をタブレットPCの画面に映し出し、顔の画像の輪郭をなぞるなどの活動を行う。(軌線が画面に描かれる)



＜本校と病院内の分教室をTV会議システムで接続することによる協働学習＞  
(京都市立桃陽総合支援学校)

＜入院前の前籍校との交流＞

(京都市立桃陽総合支援学校)



府立大分教室



京都府下の中学校

### 3 ICTを活用した指導方法の開発

#### 〈学習場面ごとのICT活用を類型化し、そのポイント及び実践事例を掲載〉

#### A 一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。

##### A1 教員による教材の提示



画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用

#### B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。

##### B1 個に応じる学習



一人一人の習熟の程度等に応じた学習

##### B2 調査活動



インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録

##### B3 思考を深める学習



シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習

##### B4 表現・制作



マルチメディアを用いた資料、作品の制作

##### B5 家庭学習



情報端末の持ち帰りによる家庭学習

#### C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。

##### C1 発表や話し合い



グループや学級全体での発表・話し合い

##### C2 協働での意見整理



複数の意見・考えを議論して整理

##### C3 協働制作



グループでの分担、協働による作品の制作

##### C4 学校の壁を越えた学習



遠隔地や海外の学校等との交流授業

### 3 ICTを活用した指導方法の開発

#### 〈各教科ごとに指導の展開例を掲載〉

#### 事例① 小学校6年 算数科「比と比の値」

- ・ミルクティーの紅茶とミルクの割合を調べる
- ・「比」の表し方と意味を知る。
- ・「比の値」の意味と求め方を知る。

導入  
①

A1

電子黒板を用いて、前時のノートを映して既習事項を振り返った後、本時の学習課題を提示して説明する。



導入  
②

B1

タブレットPCを用いて個別に問題に取り組んだ後、グループで解決方法を話し合う。



展開  
②

C1

グループでの話し合いの結果をもとに、電子黒板に解決方法を提示して発表する。



まとめ

B1

タブレットPCに配布された適用問題に取り組む。教員は戸惑っている児童への個別支援を行う。



#### 事例② 小学校4年

総合的な学習の時間「防災マップをつくらう」

- ・災害について理解し、防災マップの作り方を考える。
- ・地域めぐりで調べたことを電子模造紙にまとめる。
- ・各学級や地域の方々に対して発表を行う。

導入

A1

防災マップの作り方を伝えるため、防災マップの例を電子黒板に提示し、その要点を説明する。



展開  
①

B2

グループごとに地域に出かけ、危険な場所、安全な場所について情報収集する。



展開  
②

C3

電子模造紙上の地域の地図に、撮影してきた写真等を貼り、グループごとに防災マップを作成する。



まとめ

C1

電子黒板に防災マップを表示しながら発表し、よりよい防災マップになるよう互いにアドバイスを行う。



#### 事例③ 中学校2年 理科「さまざまな化学変化」

- ・熱が入り出す化学変化があることを知る。
- ・各グループで実験を行い、実験レポートをまとめる。
- ・実験レポートを発表する。

導入

A1

実験の流れを電子黒板で示す。熱が入り出す化学変化について、実物投影機を用いて紹介する。



展開  
②

C3

タブレットPCを使って、実験の様子を撮影・記録し、実験の結果をレポートにまとめる。



実験の様子を詳細に記録できるとともに、レポートの作成・共有が容易になる。



まとめ

C2

各グループの結果を、タブレットPCと電子黒板を使って実験結果を全体に発表し、意見交換をする。



## 4 学習者用デジタル教科書・教材の開発

### ○ 児童生徒が情報端末で活用する「学習者用デジタル教科書・教材」を開発

- 教科書の内容に加え、画像や動画、シミュレーション機能、学習履歴の保存等の機能を付加。

対象学年： 小学校3学年 ～ 中学校3学年

開発教科： 国語、社会、算数(数学)、理科、外国語・外国語活動



(例)「立体を詳しく調べよう」展開図のシミュレーション画面。右下のボタンを操作することにより、展開したり回転させたりしながら、立体の性質を調べることができる。

### ○ 学習者用デジタル教科書・教材等の機能の在り方について整理

- 多様な情報端末で利用可能、学習の記録を蓄積し・活用できることが必要。
- 学習者用デジタル教科書・教材、アプリケーション、これらの管理運用システムなど、学びに有効なシステムが連携した学習環境を構築することが必要。

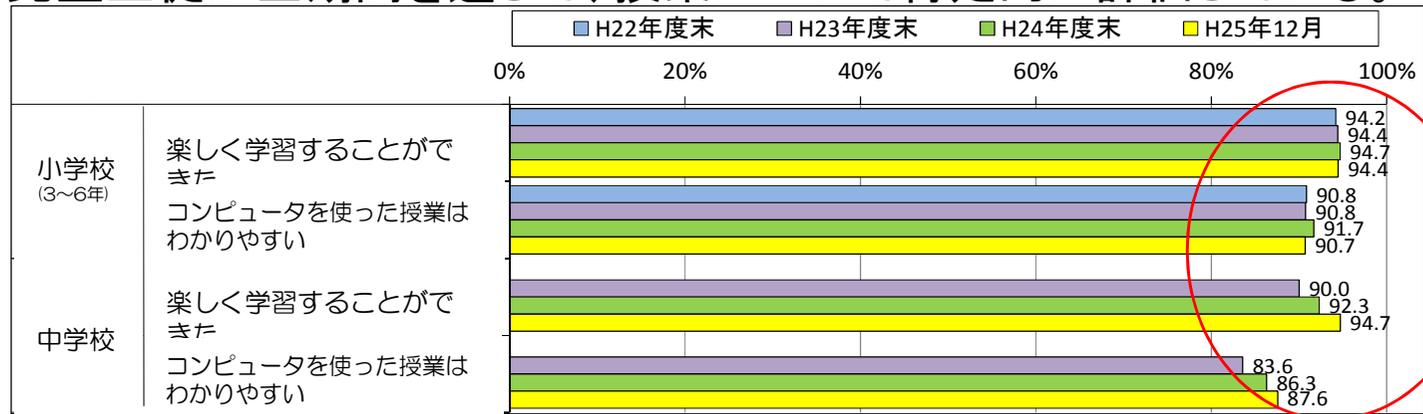


※ 本事業の「学習者用デジタル教科書・教材」は、教科書に準拠しているものの、法令上は、教科書とは別の教材と位置づけられる。

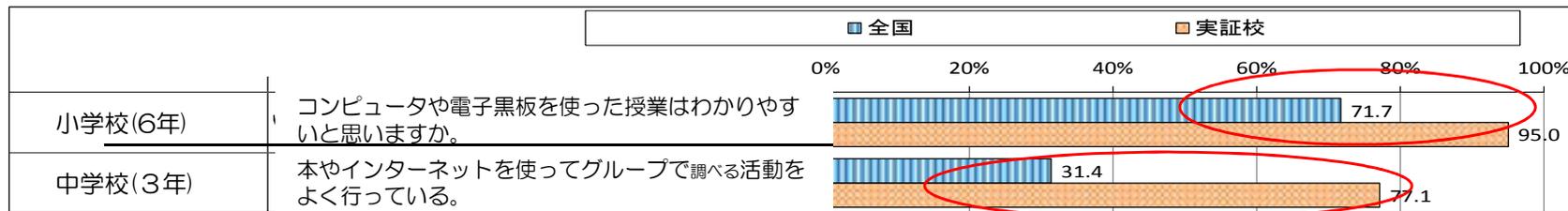
## 5 ICTを活用した教育の効果

### <児童生徒の意識>

○約8割の児童生徒が全期間を通じて、授業について肯定的に評価している。

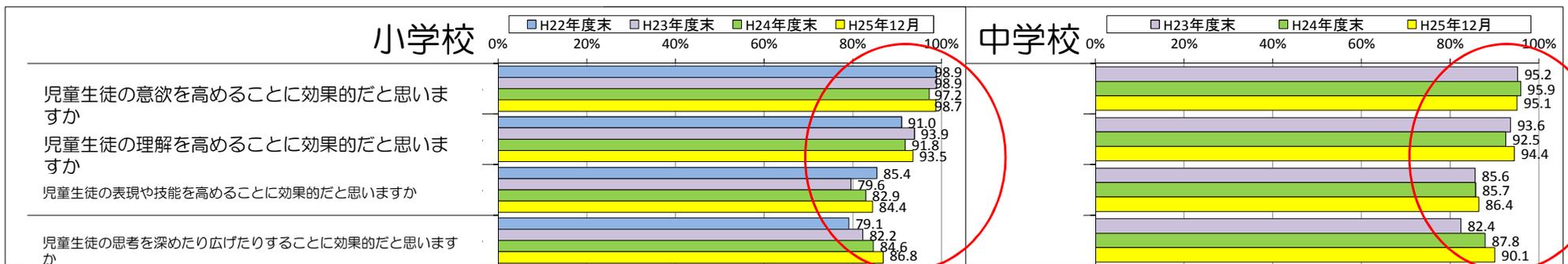


○全国学力・学習状況調査では、「コンピュータや電子黒板を使った授業は分かりやすい」「本やインターネットを使ってグループで調べる活動をよく行っている」が、特に全国より高い数値となっている。



### <教員の意識>

○ICTを活用した授業は効果的であると、全期間を通じて約8割以上の教員が評価している。



# MOOC(ムーク)について

**M**assive **O**pen **O**nline **C**ourse の略で、

- ・インターネット上で公開され、無料・世界の有名大学による講義が受講可能
- ・受講者が多い(一講座あたり数千～数万人規模)      ・複数週間にまたがる(5～15週間程度)
- ・講義や説明動画が短い(10分程度)      ・受講期間中に小テストや課題提出あり
- ・受講者同士の学びを重視(掲示板機能、相互採点)
- ・修了認定書を得られる講座もあるが学位プログラムの提供はない

## ○主なMOOC(ムーク)のプラットフォームの概要(データは2014年3月時点)

名称	開設	設立主体	参加大学数・提供科目数	登録者数
Coursera (コーセラ)	2012年4月	スタンフォード大学教員2名が設立した企業(ベンチャーキャピタルより1,600万ドル調達)	・108大学・機関 ・626講座以上	約680万人
edX (エデックス)	2012年5月	MITとハーバード大が約6,000万ドルを投資して共同設立した非営利プロジェクト	・33大学 ・161講座	約160万人
Udacity (ユーダシティ)	2012年2月	スタンフォード大学の教員3名が設立した企業(ベンチャーキャピタルより資金調達)	・スタンフォード大、ヴァージニア大他の教員個人 ・38講座	約75万人
Future Learn (フューチャー・ラーン)	2012年12月	英国オープンユニバーシティが設立した非営利組織	・29大学・機関 ・49講座	約20万人

## 【参考】MOOCに関する海外の動向

### ○主要MOOC機関・プラットフォームの概要

プロジェクト・機関名称	国名	開設	設立主体/設立時の主な財源	営利/非営利	参加大学数/提供科目数	登録者数
Coursera (コーセラ)	アメリカ	2012年4月	・民間企業 (スタンフォード大学関係者) ・ベンチャーキャピタル	営利	・108大学・機関 ・626講座以上	約680万人
edX (エデックス)	アメリカ	2012年5月	・大学 (MITとハーバード大学) ・大学からの基金	非営利	・33大学 ・161講座	約160万人
Udacity (ユーダシティ)	アメリカ	2012年2月	・民間企業 (スタンフォード大学関係者) ・ベンチャーキャピタル	営利	・2大学 ・38講座	約75万人
Future Learn (フューチャー・ラーン)	イギリス	2012年12月	・英国オープンユニバーシティ ・大学予算	営利	・29大学・機関 ・39講座	約20万人
Open2Study (オープン・トゥ・スタディ)	オーストラリア	2013年3月	・オーストラリア政府 ・公的助成	非営利	・16大学 ・49講座	約16万人
FUN (ファン)	フランス	2013年10月	・フランス政府 ・公的助成	非営利	・フランスの 全高等教育機関 ・25講座 (2014年9月 までに50講座)	約10万人
iversity (アイバーシティ)	ドイツ	2013年10月	・民間企業 ・ベンチャーキャピタル	営利	・約20大学 ・28講座	約50万人
XuetangX (シュエタン・エックス)	中国	2013年10月	・大学・中国政府 ・公的助成・大学予算	非営利	・3大学 ・15講座	不明
JMOOC (ジェイムーク)	日本	2013年10月	・大学・民間企業等 ・大学・民間からの会費	非営利	・18大学 ・0講座 (2014年度中に 15講座)	約3万人

※ 参加大学数、提供科目数、登録者数については、2013年12月～2014年3月における調査結果であり、概数を含む。

## 5. 関連規定集

# 学校教育法（昭和22年法律第26号）

**第三条** 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

## 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）①

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

### 第一章 総則

（趣旨）

**第一条** 高等学校は、学校教育法 その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

**第二条** 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

**第三条** 削除

**第四条** 削除

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）②

## 第二章 学科

### （学科の種類）

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）③

## 第三章 編制

（授業を受ける生徒数）

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（養護教諭等）

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

## 第四章 施設及び設備

（一般的基準）

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

# 高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）④

## （校舎の面積）

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積（平方メートル）
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

## （運動場の面積）

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

## （校舎に備えるべき施設）

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

## （その他の施設）

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

## （校具及び教具）

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

## （他の学校等の施設及び設備の使用）

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）①

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条第四項の規定に基づき、高等学校通信教育規程（昭和三十一年文部省令第三十三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 高等学校の通信制の課程については、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める基準は、高等学校の通信制の課程において教育を行うために必要な最低の基準とする。

3 通信制の課程を置く高等学校の設置者は、通信制の課程の編制、施設、設備等がこの省令で定める基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行なうことができる。

3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

（協力校）

第三条 通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）の設置者は、当該実施校の行なう通信教育について協力する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「協力校」という。）を設けることができる。この場合において、当該協力校が他の設置者が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）であるときは、実施校の設置者は、当該高等学校の設置者の同意を得なければならない。

2 協力校は、実施校の設置者の定めるところにより実施校の行なう面接指導及び試験等に協力するものとする。

（通信制の課程の規模）

第四条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、二百四十人以上とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）②

（事務職員の数）

第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

（施設及び設備の一般的基準）

第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第八条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行なう教育の用に供する施設を兼用することができる。

4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。

# 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）③

（校具及び教具）

第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十一条 実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（定時制の課程又は他の通信制の課程との併修）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

3 前二項の規定により、高等学校の通信制の課程又は定時制の課程の生徒（以下「生徒」という。）が当該高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得する場合においては、当該生徒が一部の科目の単位を修得しようとする課程を置く高等学校の校長は、当該生徒について一部の科目の履修を許可することができる。

4 第一項又は第二項の場合においては、学校教育法施行規則第九十七条の規定は適用しない。

# 大学設置基準（抄）①（昭和三十一年文部省令第二十八号）

## 第一章 総則

### （趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

### （教育研究上の目的）

第二条 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

### （入学者選抜）

第二条の二 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

## 第二章 教育研究上の基本組織

### 第三章 教員組織

### 第四章 教員の資格

### 第五章 収容定員

### 第六章 教育課程

第二十一条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

# 大学設置基準（抄）②（昭和三十一年文部省令第二十八号）

（授業を行う学生数）

第二十四条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（授業の方法）

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第七章 卒業の要件等

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第九章 事務組織等

第十章 共同教育課程に関する特例

第十一章 雑則

# 高等専門学校設置基準（抄）（昭和三十六年文部省令第二十三号）

## （教育課程の編成）

第十七条 高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。
- 3 各授業科目の単位数は、三十単位時間（一単位時間は、標準五十分とする。第七項において同じ。）の履修を一単位として計算するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、高等専門学校が定める授業科目については、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。
  - 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
  - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等専門学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。
- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、六十単位を超えないものとする。
- 6 前三項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 第一項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を九十単位時間以上実施するものとする。

## （授業の方法）

第十七条の二 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。